官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令（防衛二〇）　二
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（同二一）　三
〔法規的告示〕
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁六六）　三
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき林業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等の一部を改正する告示（農林水産一三四四）　四
○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第十九条に規定する手数料を現金をもって納めることができる事務所を指定した告示を廃止する件（経済産業一一三）　四
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（国土交通一〇九八）　四
〔その他告示〕
○アイヌ施策推進地域計画の変更を認定した件（内閣府一〇五～一一二）　四
○銀行法第五十五条第二項の規定により主要株主認可がその効力を失った件（金融庁六七）　五
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁九）　五
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務三四）　六
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同三五）　六
○政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件（総務三一五）　七
○特定国外派遣組織を指定する件（同三一六～三一九）　七
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づき、同法第三十三条第二項の登録をした件（経済産業一一四）　七
○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇九九）　八
○道路に関する件（北陸地方整備局三六、三七）　八
○道路に関する件（中国地方整備局八二）　八
○道路に関する件（四国地方整備局六三～六五）　八
〔人事異動〕
内閣　カジノ管理委員会　最高裁判所　八
〔官庁報告〕
官庁事項
指定保安検査機関の指定に関する公示（関東東北産業保安監督部）　八
国土地理院防災業務計画の修正要旨の公表について（国土地理院）　九
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　九
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（神奈川労働局最低賃金公示一）　九
基本測量関係事項公告（国土交通省）　九
指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（沖縄県公安委告示配一）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
特殊法人等
企業年金基金変更関係　二六
会社その他

省　令

○防衛省令第二十号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の八の二の規定に基づき、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月三十一日

防衛大臣　小泉進次郎

自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令

自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和六年防衛省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一部負担金等払戻金） **第十九条**　実施機関の長は、自衛官等が支払った一部負担金等の額（同一の月にそれぞれ一の令第十七条の六第一項第一号に規定する病院等から受けた療養に係る同号イからニまでのいずれかに掲げる金額をいう。以下この条において同じ。）が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を一部負担金等払戻金として当該自衛官等に支給する。ただし、第一号に定める額が千円に満たない場合は、この限りでない。 一　一部負担金等の額が二万七千円（当該療養について令第十七条の六第一項の規定による高額療養費が支給される場合（次号に該当する場合を除く。）にあっては、当該高額療養費の額に二万七千円を加えた額）を超える場合　その超える額 二　二件以上の一部負担金等の額を合算して令第十七条の六第一項の規定による高額療養費が支給される場合であって、当該合算した額から当該高額療養費の額を控除した額が五万四千円を超える場合　その超える額 2　前項の規定は、自衛官等が支払った一部負担金等の額及び当該自衛官等の被扶養者が支払った令第十七条の六第一項第一号ホ又はヘに掲げる金額を合算して同項の規定による高額療養費及び国家公務員共済組合法第六十条の二の規定による高額療養費が支給される場合には適用せず、実施機関の長は、当該合算した額からこれらの規定による高額療養費の額を控除した額（以下この項において「差引負担合算額」という。）が五万四千円を超える場合には、その超える額に、一部負担金等の額から同項の規定による高額療養費の額を控除した額が差引負担合算額に占める割合を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を一部負担金等払戻金として当該自衛官等に支給する。 3　療養を受けた月の標準報酬の月額（国家公務員共済組合法第五十二条に規定する標準報酬の月額をいう。）が五十三万円以上である自衛官等に対する前二項の規定の適用については、第一項第一号中「二万七千円」とあるのは「五万四千円」と、同項第二号及び前項中「五万四千円」とあるのは「十万八千円」とする。 4・5　［略］ 備考　表中の「［　］」の記載は注記である。	（一部負担金等払戻金） **第十九条**　実施機関の長は、自衛官等が支払った一部負担金等の額（同一の月にそれぞれ一の令第十七条の六第一項第一号に規定する病院等から受けた療養に係る同号イからニまでのいずれかに掲げる金額をいう。以下この条において同じ。）が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を一部負担金等払戻金として当該自衛官等に支給する。ただし、第一号に定める額が千円に満たない場合は、この限りでない。 一　一部負担金等の額が二万五千円（当該療養について令第十七条の六第一項の規定による高額療養費が支給される場合（次号に該当する場合を除く。）にあっては、当該高額療養費の額に二万五千円を加えた額）を超える場合　その超える額 二　二件以上の一部負担金等の額を合算して令第十七条の六第一項の規定による高額療養費が支給される場合であって、当該合算した額から当該高額療養費の額を控除した額が五万円を超える場合　その超える額 2　前項の規定は、自衛官等が支払った一部負担金等の額及び当該自衛官等の被扶養者が支払った令第十七条の六第一項第一号ホ又はヘに掲げる金額を合算して同項の規定による高額療養費及び国家公務員共済組合法第六十条の二の規定による高額療養費が支給される場合には適用せず、実施機関の長は、当該合算した額からこれらの規定による高額療養費の額を控除した額（以下この項において「差引負担合算額」という。）が五万円を超える場合には、その超える額に、一部負担金等の額から同項の規定による高額療養費の額を控除した額が差引負担合算額に占める割合を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を一部負担金等払戻金として当該自衛官等に支給する。 3　療養を受けた月の標準報酬の月額（国家公務員共済組合法第五十二条に規定する標準報酬の月額をいう。）が五十三万円以上である自衛官等に対する前二項の規定の適用については、第一項第一号中「二万五千円」とあるのは「五万円」と、同項第二号及び前項中「五万円」とあるのは「十万円」とする。 4・5　［同上］

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、令和八年八月一日から適用する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の第十九条の規定は、令和八年八月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

○防衛省令第二十一号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十五条第三項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月三十一日

防衛大臣　小泉進次郎

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものとする。

改正後	改正前
（学生の服制） **第十七条**　学生（法第三十三条に規定する学生をいう。第二十二条第一項第二号を除き、以下同じ。）の服制は、別表第五に定めるところによる。	（学生の服制） **第十七条**　学生（法第三十三条に規定する学生をいう。第二十二条第三項を除き、以下同じ。）の服制は、別表第五に定めるところによる。

（隊員の採用）

第二十一条　自衛官（法第三十六条の二及び第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。次条第一項において同じ。）、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官補の採用は試験による。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第七条第一項第一号又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第七条第一項第一号の規定により任期を定めて任用される自衛官（第二十四条第四項及び第五十九条において「任期付自衛官」という。）並びに当該技術及び知識を有する予備自衛官補に採用する場合は選考によることができる。

2　自衛官、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官等以外の隊員の採用は選考による。ただし、これらの隊員のうち防衛大臣の指定するものについては試験による。

（試験の方法）

第二十二条　自衛官、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官補の採用試験の方法は、筆記試験、身体検査及び口述試験とし、防衛大臣が必要と認める場合には、これらの試験の方法のほか、次の各号に掲げる隊員の区分に応じ、当該各号に定める試験を行うことができる。

一　自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官補　適性検査及び経歴評定

二　防衛大学校の学生　適応能力試験、討議試験及び体力試験

2　自衛官、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官等以外の隊員の採用試験の方法は、筆記試験及び口述試験とする。

3　防衛大学校の学生の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、第一項に規定する試験の方法のほか、適応能力試験、討議試験及び体力試験を行うことができる。

（隊員の採用）

第二十一条　自衛官（法第三十六条の二及び第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。）、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官補の採用は試験による。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第七条第一項第一号又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第七条第一項第一号の規定により任期を定めて任用される自衛官（第二十四条第四項及び第五十九条において「任期付自衛官」という。）並びに当該技術及び知識を有する予備自衛官補に採用する場合は選考によることができる。

2　自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒以外の隊員（予備自衛官等を除く。）の採用は選考による。ただし、これらの隊員のうち防衛大臣の指定するものについては試験による。

（試験の方法）

第二十二条　隊員の採用試験の方法は、筆記試験、身体検査及び口述試験とする。

2　自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官補の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、前項に規定する試験の方法のほか、適性検査及び経歴評定を行うことができる。

附　則

この省令は、令和八年九月一日から施行する。

法規的告示

○金融庁告示第六十六号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和八年八月三十一日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金融商品取引業者等） **第一条**　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 ［一～十七　略］ 十八　ジェフリーズ日本株式会社 十九　ＢＢＶＡ証券株式会社 二十～百十四　［略］ ［号を削る。］ 百十五・百十六　［略］	（金融商品取引業者等） **第一条**　［同上］ ［一～十七　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ 十八～百十二　［同上］ 百十三　ジェフリーズ日本株式会社 百十四・百十五　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○農林水産省告示第千三百四十四号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十三条第二項第九号及び第十五条第一項第十三号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき林業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等（令和八年農林水産省告示第六百二十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年八月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
附　則 （施行期日） **第一条**　この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号。附則第四条において「改正法」という。）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。 （講習に関する経過措置） **第二条**　令和十一年三月三十一日までの間における第一条の規定の適用については、同条第二号中「又は三級」とあるのは「三級」と、「有するもの」とあるのは「有するもの、育林・素材生産作業について七年以上の実務の経験を有する者又は林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成八年農林水産省令第二十五号）第一条第一項の規定に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に現場管理責任者（フォレストリーダー）の区分で登録されている者」とする。 （育成就労指導員に関する経過措置） **第三条**　令和十一年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条第一号中「次のいずれかに該当する者」とあるのは「次のいずれかに該当する者又は育林・素材生産作業について七年以上の実務の経験を有する者若しくは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令第一条第一項の規定に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に現場管理責任者（フォレストリーダー）の区分で登録されている者」とする。 **第四条～第六条**　（略） 附　則 この告示は、公布の日から適用する。	附　則 （施行期日） **第一条**　この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号。附則第三条において「改正法」という。）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。 （新設） （育成就労指導員に関する経過措置） **第二条**　令和十一年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条第一号中「次のいずれかに該当する者」とあるのは「次のいずれかに該当する者又は育林・素材生産作業について七年以上の実務の経験を有する者若しくは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成八年農林水産省令第二十五号）第一条第一項の規定に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に現場管理責任者（フォレストリーダー）の区分で登録されている者」とする。 **第三条～第五条**　（略）

○経済産業省告示第百十三号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第十条の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十九条に規定する手数料を現金をもって納めることができる事務所を指定した件（平成十四年経済産業省告示第四百二十号）は、令和八年八月三十一日限り廃止する。

令和八年八月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

○国土交通省告示第千九十八号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年八月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項の次に次の一項を加える。

5　この告示において、令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車又は国土交通大臣が定める自動車であって次の各号に掲げるものは、当該各号に定める自動車とみなす。

一　令和八年九月一日から令和八年十月三十一日までの期間に製作された自動車　令和八年八月三十一日に製作された自動車

二　令和八年九月一日から令和八年十月三十一日までの期間に発行された出荷検査証に係る自動車　令和八年八月三十一日に発行された出荷検査証に係る自動車

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○内閣府告示第百五号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和八年内閣府告示第五十一号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年八月十八日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道八雲町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　八雲町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第百六号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第七十号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年八月十八日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道むかわ町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　むかわ町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第百七号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第百十六号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年八月十八日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道日高町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　日高町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第百八号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和八年内閣府告示第五十七号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年八月十八日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道平取町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　平取町アイヌ施策推進地域計画

三　基本方針（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第七条第一項に規定するアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針をいう。以下同じ。）に定めるアイヌ施策推進地域計画の認定制度に基づく法律上の特例措置のうち、アイヌ施策の推進に必要な事業（番号については、基本方針に定めるところによる。）　国有林野における共用林野の設定（四の四②）及び漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮（四の四③）

○内閣府告示第百九号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和八年内閣府告示第五十八号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年八月十八日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道新冠町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　第二期新冠町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第百十号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和八年内閣府告示第五十九号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年八月十八日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道浦河町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　浦河町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第百十一号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第百十八号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年八月十八日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道えりも町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　えりも町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第百十二号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和八年内閣府告示第六十六号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年八月十八日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の名称　標津町アイヌ施策推進地域計画

二　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道標津町

○金融庁告示第六十七号

オリックス株式会社が令和八年八月三日付けでオリックス銀行株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第二項の規定によりオリックス株式会社に対する同法第五十二条の九第二項ただし書の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条第九号の規定に基づき、告示する。

令和八年八月三十一日

金融庁長官　伊藤　豊

○デジタル庁告示第九号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　令和八年度山梨県ＬＰガス支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度山梨県一般会計補正予算における、山梨県から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和八年度宮崎県新富町一般会計当初予算における、宮崎県新富町から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁・総務省告示第三十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

一　令和八年度山梨県ＬＰガス支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度山梨県一般会計補正予算における、山梨県から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ⑴に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ⑵に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ⑴に掲げる個人又は世帯（同条第二号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）、同条第三号ロ及びハに掲げる者並びに同条第四号に掲げる者その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村か

ら支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）（同令第二条第三号イ(3)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第三号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

二　令和八年度宮崎県新富町基地周辺生活環境影響対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度宮崎県新富町一般会計当初予算における、宮崎県新富町から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（公的給付支給等口座登録簿関係情報を含む。）の管理に関する事務

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁・総務省告示第三十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事務	情報
一　令和八年度山梨県ＬＰガス支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度山梨県一般会計補正予算において、山梨県から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報（昭和二十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報を含む。）並びに公的給付の支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する特定公的給付（令和五年度物価高騰対策給付金（令和八年度山梨県ＬＰガス支援金（原油価格や物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。）の支給に関する法律（令和五年法律第一号）第二条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	令和八年度山梨県ＬＰガス支援金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省告示第三百十五号

次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、令和八年七月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和八年八月三十一日

総務大臣　林　芳正

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
経済創世会	佐藤　玲乃	倉橋　孝則	東京都港区高輪三―一〇―三
元気な山形サポーターの会	山田　彰一	伊藤　尚彦	山形県山形市小白川町五―一三―二四
江東政経研究会	秋元　　司	酒井　貴文	東京都江東区東陽五―三一―二一
こばたはるひこ後援会	小畑　治彦	坂口　龍一	東京都八王子市暁町三―八―四二
さいとう弘後援会有志の会	山田　彰一	伊藤　尚彦	山形県山形市小白川町五―一三―二四
司援会	秋元　　司	酒井　貴文	東京都江東区東陽五―三一―二一
市民がつくる政治の会	山本　哲夫	山本　哲夫	東京都台東区台東四―一七―一
田淵正文後援会	安井潤一郎	原田　　晃	東京都目黒区青葉台一―二七―一〇
たぶち正文後援会	田淵　正文	原田　　晃	東京都目黒区青葉台一―二七―一〇
鍋島祐徳会	田淵　正文	原田　　晃	東京都目黒区青葉台一―二七―一〇
ネクスト山形４７の会	齋藤　　弘	伊藤　尚彦	山形県山形市小白川町五―一三―二四
ベーシックインカム党	甘加　茂和	琴井耶え子	東京都大田区山王四―二―一六
よだかずたかと地域共生を実現する会	依田　和孝	依田　和孝	千葉県千葉市中央区旭町一―七

○総務省告示第三百十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年八月三十一日　　総務大臣　林　芳正

一　名　　称　日印共同訓練実施部隊（インド共和国）
二　国外派遣期間　令和八年九月一日から令和八年九月三十日まで
三　派遣人数（概数）　百人程度
四　派　遣　地　域　インド共和国

○総務省告示第三百十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年八月三十一日　　総務大臣　林　芳正

一　名　　称　日印共同訓練実施部隊（インド共和国及びタイ王国）
二　国外派遣期間　令和八年九月一日から令和八年九月三十日まで
三　派遣人数（概数）　二十人程度
四　派　遣　地　域　インド共和国及びタイ王国

○総務省告示第三百十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年八月三十一日　　総務大臣　林　芳正

一　名　　称　パシフィック・パートナーシップ2026参加部隊（マレーシア）
二　国外派遣期間　令和八年九月一日から令和八年十月一日まで
三　派遣人数（概数）　十人程度
四　派　遣　地　域　マレーシア

○総務省告示第三百十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年八月三十一日　　総務大臣　林　芳正

一　名　　称　パシフィック・パートナーシップ2026参加部隊（フィリピン共和国）
二　国外派遣期間　令和八年九月一日から令和八年十月一日まで
三　派遣人数（概数）　十四人程度
四　派　遣　地　域　フィリピン共和国

○経済産業省告示第百十四号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第六十条第一項の規定に基づき、次のように同法第三十三条第二項の登録をしたので、同法第七十二条第一号の規定に基づき、公示する。

令和八年八月三十一日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

名称	住所	登録をした日
オンド株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号グラントウキョウサウスタワー11階	令和八年八月六日
EY新日本有限責任監査法人	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	令和八年八月六日

○国土交通省告示第千九十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年八月三十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日
第一東海自動車道　菊川市本所字若宮二一二二番二から同市本所字若宮二一三二番一〇まで　令和八年九月一日〇時

○北陸地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三十一日　　北陸地方整備局長　植田　雅俊

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
妙高市大字志字一ノ口二五四五番から同市大字志字一ノ口二五四七番まで	前	七五・八八～七九・八七メートル
	後	四八・五三～七六・八二メートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三十一日　　北陸地方整備局長　植田　雅俊

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
十八号　妙高市大字上中字上ノ原二八〇番一から同市大字志字前田二五七一番まで　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年八月三十一日

○中国地方整備局告示第八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三十一日　　中国地方整備局長　山本　大志

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
九号　下関市長府黒門南町一一七九番一から同市長府黒門町三三〇〇番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年八月三十一日

○四国地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三十一日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
高知県幡多郡黒潮町佐賀字記念地二四〇番一から同町入野字神ノ前五九四番一まで	前	A	九・七〇～一〇八・八〇メートル	一八・二三一キロメートル	上記A・B・C・D・E・F・G及びHは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E・F・G	一二・七〇～三三三・七〇	八・五四八	
	後	A	九・七〇～一〇八・八〇	一八・二三一	
		B・C・D・E・F・G・H	一二・七〇～三三三・七〇	一一・二八八	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三十一日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
高知県幡多郡黒潮町入野字神ノ前五九四番一から四万十市右山字南中山一九二三番一まで	前	A	八・七三～一〇八・四〇メートル	八・三〇六キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D	一二・六四～二四六・四三	三・六六〇	
	後	A	八・七三～一〇八・四〇	八・三〇六	
		B・C・D	一二・六四～二四六・四三	五・二九三	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三十一日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号及び四百九十三号	高知県安芸郡安田町唐浜字ヤコガハナ二三四九番から同町安田字西薬師浜二七五二番八四地先まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　令和八年八月三十一日

人事異動

内閣

国務大臣　松本　洋平

内閣府特命担当大臣小野田紀美海外出張不在中内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、人工知能戦略及び経済安全保障）事務代理を命ずる（八月二十六日）

カジノ管理委員会

（カジノ管理委員会事務局監督調査部規制監督課長）内閣府事務官　山﨑　洋平

警察庁に出向させる

監督調査部付の併任を解除する

監督調査部規制監督課犯罪収益移転防止対策室長事務取扱を免ずる

（警察庁長官官房付）警視正　坪原　和洋

内閣府事務官（カジノ管理委員会事務局監督調査部規制監督課長）に転任させる

監督調査部付に併任する

監督調査部規制監督課犯罪収益移転防止対策室長事務取扱を命ずる（以上八月三十一日）

最高裁判所

横浜家庭裁判所判事・横浜簡易裁判所判事　湯川　浩昭

新潟家庭裁判所判事に補する

新潟家庭裁判所長を命ずる

新潟簡易裁判所判事に補する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　山城　司

横浜家庭裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

横浜簡易裁判所判事に補する（以上八月二十三日）

判事補兼簡易裁判所判事　出縄　英行

東京地方裁判所判事補に補する

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する（八月二十四日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事内田博久は八月二十二日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づく指定保安検査機関を次のとおり指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

令和八年八月三十一日

関東東北産業保安監督部長　溝田　健志

一　名称　株式会社北東検

二　住所　山形県酒田市ゆたか三丁目九番地の十

三　保安検査を行う事業所の名称及び所在地　株式会社北東検　山形県酒田市ゆたか三丁目九番地の十二

四　指定する区分及び業務の範囲

(一) 液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定

(二) 一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定（ただし、酸素、窒素、二酸化炭素、アルゴン、水素、空気及びアセチレンに限る。）

五　指定する地域　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

六　指定の有効期間　令和八年八月一日から五年

国土地理院防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、国土地理院防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和８年８月31日

国土地理院長　河瀬　和重

国土地理院防災業務計画の修正について

一　修正の目的

災害対応体制の強化及び防災対策の実効性向上を図るため、所要の修正を行った。

二　修正年月日　令和８年７月27日

三　修正の要旨

ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの機能強化及び民間企業、学識経験者等との連携強化を図るため、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥアドバイザー及びＴＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナーを新たに位置付けるとともに、これらを含むＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ等に関する規定を整備した。

また、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」への対応の具体化のため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策に関し、必要な事項を災害対策要領等で定めることを明確化した。

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年八月三十一日から一週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三十一日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十五号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
高知県安芸郡安田町唐浜字ヤコガハナ二三三四九番から同町安田字西薬師浜二七五二番八四地先まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年八月三十一日

(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

神奈川労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、神奈川県最低賃金（昭和55年神奈川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年８月31日

神奈川労働局長　宿里　明弘

第４号中「１時間1,225円」を「１時間1,279円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年10月１日から効力を生ずる。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年８月31日

国土交通大臣　金子　恭之

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	番号	図名	摘要
地形図	２万５千分１	令和８年	釧路	11—1	釧路	調製・多色・桭判
〃	〃	〃	釧路	14—1	阿寒	〃　〃　〃
〃	〃	〃	留萌	6—4	暑寒別岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	留萌	10—2	雄冬	〃　〃　〃
〃	〃	〃	長野	1—2	金井	〃　〃　〃
〃	〃	〃	長野	1—4	群馬原町	〃　〃　〃
〃	〃	〃	山口	10—2	萩	〃　〃　〃
〃	〃	〃	山口	12—4	阿知須	〃　〃　〃
〃	〃	〃	大分	11—2	小原	〃　〃　〃
〃	〃	〃	大分	11—4	豊後柏原	〃　〃　〃
〃	〃	〃	延岡	13—4	国見岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	福岡	2—4	金田	〃　〃　〃
〃	〃	〃	熊本	2—1	鯛生	〃　〃　〃
〃	〃	〃	熊本	2—3	宮ノ尾	〃　〃　〃
〃	〃	〃	唐津	8—2	志佐	〃　〃　〃
〃	〃	〃	長崎	1—4	蔵宿	〃　〃　〃
〃	〃	〃	長崎	4—3	長崎西北部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	長崎	5—2	佐世保北部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	長崎	5—3	肥前川内	〃　〃　〃
〃	〃	〃	長崎	5—4	楠泊	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　令和８年９月１日

種類	地図情報レベル	実施時期	ファイル名	対応地域 所属	番号	図名	摘要
数値地図25000（土地条件）	25000	令和８年	lc_513113.xml	山口	12—1	小郡	
〃	〃	〃	lc_513114.xml	山口	8—3	矢田	
〃	〃	〃	lc_513123.xml	山口	11—2	山口	
〃	〃	〃	lc_513124.xml	山口	7—4	仁保	
〃	〃	〃	lc_523946.xml	横須賀	2—4	那古	
〃	〃	〃	lc_523956.xml	横須賀	2—3	保田	
〃	〃	〃	lc_523957.xml	横須賀	2—1	金束	
〃	〃	〃	lc_523966.xml	横須賀	1—4	上総湊	VERSION1での既整備範囲を含む。
〃	〃	〃	lc_523967.xml	横須賀	1—2	鬼泪山	VERSION1での既整備範囲を含む。
〃	〃	〃	lc_614026.xml	青森	3—4	浅虫	VERSION1での既整備範囲を含む。

備考　地図の提供開始日　令和８年９月１日

数値地図25000（土地条件）は、オンラインで提供する。

種類	地図情報レベル	実施時期	提供範囲
地理院タイル（数値地図25000（土地条件））	ズームレベル10～16	令和８年	小郡
〃	〃	〃	矢田
〃	〃	〃	山口
〃	〃	〃	仁保
〃	〃	〃	那古
〃	〃	〃	保田
〃	〃	〃	金束
〃	〃	〃	上総湊
〃	〃	〃	鬼泪山
〃	〃	〃	浅虫

備考　地図の提供開始日　令和８年９月１日

上記は、測量法第27条第２項に基づき、インターネットによる提供を行う。

沖縄県公安委員会告示配第１号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年八月三十一日

沖縄県公安委員会委員長　當間　秀史

指定暴力団

令和七年六月十七日沖縄県公安委員会告示配第一号に係る指定番号九七二五一一の指定暴力団（旭琉會）

変更前

一　代表する者の氏名　糸数　**眞**

二　代表する者の住所　沖縄県沖縄市諸見里三丁目四十七番二十号　諸見マンション四階

変更後

一　代表する者の氏名　知念　秀視

二　代表する者の住所　沖縄県那覇市首里嶺町四丁目三〇一番地六

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第７１６７７号

東京都台東区上野７丁目６番１０号ＭＳＫビル
申立人　特定非営利活動法人早稲田成年後見サポートセンター
本籍東京都墨田区横川１丁目１８番地２
最後の住所東京都葛飾区白鳥２丁目９番１８号特別養護老人ホームかつしか苑
死亡の場所東京都葛飾区
死亡年月日令和８年２月２８日
出生の場所岩手県稗貫郡花巻町
出生年月日昭和２３年１２月１０日
職業　無職　被相続人　亡　金野　洋治
事務所　東京都千代田区大手町１丁目５番１号大手町ファーストスクエアイーストタワー３階三浦法律事務所
相続財産清算人　弁護士　菅原　裕人
催告期間満了日　令和９年３月３１日
東京家庭裁判所

令和　８年（家）第　９０号

大分市府内町３丁目４番１号
申立人　株式会社大分銀行
本籍大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦2422番地
最後の住所大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦5103番地28
死亡の場所大分県佐伯市
死亡年月日令和７年９月５日
出生の場所大分県南海部郡蒲江町
出生年月日昭和７年１月26日
職業個人事業主　被相続人　亡　白岩惠美子
大分県佐伯市長島町１丁目24番６号　平和ビル２階
相続財産清算人　弁護士　廣瀬　和弘
催告期間満了日　令和９年３月23日
大分家庭裁判所佐伯支部

令和８年（家）第３０５４号

名古屋市中区丸の内三丁目５番10号
申立人　弁護士法人名城法律事務所
本籍滋賀県彦根市京町三丁目33３番地１
最後の住所滋賀県彦根市日夏町15１番地
死亡の場所滋賀県彦根市
死亡年月日令和２年９月10日
出生の場所滋賀県彦根市
出生年月日昭和７年11月22日
職業無職
被相続人　亡　廣瀬美智子
滋賀県彦根市小泉町30０番地９サンロードビルⅡ４階40１　南彦根法律事務所
相続財産清算人　弁護士　鈴木　　司
催告期間満了日　令和９年４月７日
大津家庭裁判所彦根支部

令和８年（家）第１９０号

鹿児島県鹿児島市喜入中名町92７番地
申立人　前**原**　秀海
本籍鹿児島県鹿児島市喜入中名町2495番地
最後の住所鹿児島市喜入中名町2986番地１
死亡の場所鹿児島県鹿児島市
死亡年月日令和８年３月31日
出生の場所福岡県北九州市小倉区
出生年月日昭和39年１月16日
職業無職
被相続人　亡　前**原**　啓一
事務所　鹿児島市山下町12－５　藤崎ビル20５本多法律事務所
相続財産清算人　弁護士　本多　弘毅
催告期間満了日　令和９年３月19日
鹿児島家庭裁判所

令和８年（家）第６６号

群馬県太田市下浜田町1000番地１
申立人　一般社団法人日本福祉サポート
本籍埼玉県鴻巣市鎌塚５丁目４番
最後の住所埼玉県行田市行田24番８号
死亡の場所埼玉県行田市
死亡年月日令和６年12月31日
出生の場所東京都新宿区
出生年月日昭和33年10月18日
職業無職　被相続人　亡　長島　祥次
埼玉県熊谷市宮町２丁目13８番地　宮町市役所前ビル４階　栗木法律事務所
相続財産清算人　栗木　淳
催告期間満了日　令和９年４月12日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和８年（家）第７０７２号

山口県山口市秋穂二島4719－２
申立人　德永　幸雄
本籍山口県山口市秋穂二島4719番地２
最後の住所山口県山口市秋穂二島4719番地
死亡の場所山口県防府市
死亡年月日令和８年３月31日
出生の場所山口県吉敷郡小郡町
出生年月日昭和41年３月26日
職業無職
被相続人　亡　德永　喜美子
山口県山口市駅通り１丁目４番10号　ひまわりビル３階
相続財産清算人　弁護士　作良　昭夫
催告期間満了日　令和９年３月26日
山口家庭裁判所

令和８年（家）第９０４５４号

東京都町田市中町１－１－１４武友ビル５階
町田シビック綜合法律事務所
申立人　若林　信子
本籍東京都日野市三沢一丁目２０番地５
最後の住所東京都多摩市貝取５丁目２番地１０－１０５
死亡の場所東京都日野市
死亡年月日令和７年１１月１８日
出生の場所東京都南多摩郡多摩村
出生年月日昭和２１年５月１３日
職業　無職　被相続人　亡　馬場　悟
事務所　東京都青梅市東青梅１丁目５番地の５石川法律事務所
相続財産清算人　弁護士　石川　芳彦
催告期間満了日　令和９年３月２０日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第３０１１８号

岡山県高梁市川面町1839番地１
申立人　川西　龍二
本籍岡山県高梁市津川町今津2619番地
最後の住所岡山県高梁市津川町今津2619番地
死亡の場所岡山県高梁市
死亡年月日令和７年10月24日
出生の場所岡山県高梁市
出生年月日昭和32年11月１日
職業　無職　被相続人　亡　浅田　英夫
事務所岡山市北区蕃山町７番１号201
相続財産清算人　弁護士　小田　弘昭
催告期間満了日　令和９年３月15日
岡山家庭裁判所

令和８年（家）第３０１７１号
千葉県八千代市大和田112番地17
申立人　竹原　東吾
本籍青森県むつ市大畑町本町80番地40
最後の住所千葉県船橋市若松２丁目３番51号特別養護老人ホームノテ南船橋
死亡の場所千葉県船橋市
死亡年月日令和７年５月31日
出生の場所青森県下北郡大畑町
出生年月日昭和23年７月26日
職業無職　被相続人　亡　大平　秀夫
事務所　千葉県船橋市本町１丁目26番２号　船橋ＳＦビル４階葛南総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　越川　新太郎
催告期間満了日　令和９年４月７日
千葉家庭裁判所市川出張所

令和８年（家）第３０１６３号
東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
申立人　株式会社ファンデックス債権回収
本籍茨城県筑西市甲936番地
最後の住所千葉県浦安市舞浜２丁目４番９号
死亡の場所東京都江戸川区
死亡年月日令和７年２月26日
出生の場所茨城県真壁郡下館町
出生年月日昭和25年９月４日
職業不明　被相続人　亡　佐藤　克巳
事務所　千葉県船橋市湊町２丁目１番８号　幸福ビル５階すずらん法律事務所
相続財産清算人　弁護士　高木　正博
催告期間満了日　令和９年４月７日
千葉家庭裁判所市川出張所

令和８年（家）第９０２９２号
東京都多摩市落合１丁目４番地の２ラ・フォレスタ４０５
申立人　吉村　護
国籍中国
最後の住所東京都日野市大字日野５９９６番地の１ハイツスバル谷２１０
死亡の場所東京都日野市
死亡年月日西暦２０２４年１２月２６日
出生の場所不詳
出生年月日西暦１９４４年９月３０日
職業　不明　被相続人　亡　田中京子こと　張京子
事務所　東京都港区新橋２－２０－１５　新橋駅前ビル１号館５階　藤光・鈴木法律事務所
相続財産清算人　弁護士　鈴木　一夫
催告期間満了日　令和９年３月１０日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第１９１号
富山県滑川市高塚73２番地34
申立人　高倉　圭子
本籍富山県滑川市高塚19６番地
最後の住所本籍に同じ
死亡の場所富山県滑川市
死亡年月日令和元年11月18日
出生の場所富山県滑川市
出生年月日昭和39年11月18日
職業無職　被相続人　亡　石黒　勝人
富山市磯部町３丁目８番12号　香和ビル１階　脇法律事務所
相続財産清算人　弁護士　脇　徹
催告期間満了日　令和９年３月11日
富山家庭裁判所

令和８年（家）第１２５０号
富山市呉羽町7223－21
申立人　在國寺嘉穂子
本籍福岡県久留米市津福本町1667番地
最後の住所富山市五番町６番２－20６号　アシスト第３富山マンション
死亡の場所富山県富山市
死亡年月日令和７年５月６日
出生の場所中華民国河北省石塚荘市
出生年月日昭和27年７月29日
職業会社員　被相続人　亡　豊嶋　浩
富山市磯部町３－３－１
相続財産清算人　弁護士　大橋　弘輝
催告期間満了日　令和９年３月18日
富山家庭裁判所

令和８年（家）第７１６７０号
東京都新宿区中井２丁目１９番２２号
申立人　大谷　公子
本籍福島県双葉郡楢葉町大字大谷字堤下１５番地
最後の住所東京都練馬区桜台５丁目１７番１７号　グレースメイト練馬桜台
死亡の場所東京都中野区
死亡年月日令和８年４月５日
出生の場所北海道小樽市
出生年月日昭和８年１０月２０日
職業　無職　被相続人　亡　井上　宮子
事務所　東京都千代田区神田須田町１丁目１０番４２号　エスペランサ神田須田町４Ｂ　弁護士法人マエストロ東京事務所
相続財産清算人　弁護士　松井　章義
催告期間満了日　令和９年３月３１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第７０５３号
山口県山口市阿東徳佐中3666番地４
申立人　大庭　美雪
本籍山口県山口市阿東徳佐中3655番地
最後の住所山口県山口市阿東徳佐中3666番地４
死亡の場所山口県山口市
死亡年月日令和６年６月23日
出生の場所島根県鹿足郡津和野町
出生年月日昭和46年12月29日
職業会社役員
被相続人　亡　大庭　栄
山口県山口市春日町2066番１
相続財産清算人　弁護士法人中山修身法律事務所
催告期間満了日　令和９年３月26日
山口家庭裁判所

令和８年（家）第９０９９号
北九州市戸畑区三六町１番10号２階
申立人　一般社団法人よりそう
本籍北九州市門司区葛葉１丁目114番地
最後の住所北九州市門司区二夕松町４番225－205号
死亡の場所北九州市小倉北区
死亡年月日令和７年12月８日
出生の場所福岡県門司市
出生年月日昭和９年２月15日
職業無職　被相続人　亡　安永　勝治
事務所北九州市小倉北区金田二丁目６番４号　リーガルタワー２階　北九州第一法律事務所
相続財産清算人弁護士　吉武みゆき
催告期間満了日　令和９年３月２３日
福岡家庭裁判所小倉支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第７９号
愛知県蒲郡市元町11番１号
申立人　丹羽　清二
国籍中国
最後の住所愛知県名古屋市天白区平針三丁目1504番地　福寿荘20１
不在者　呉　惠如
西暦1965年11月18日生
届出期間満了日　令和８年12月７日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和８年（家）第１８５号
京都府八幡市橋本塩釜10番地の５
申立人　城島　憲法
東京都渋谷区広尾１丁目７番21－80２号
申立人　城島　睦子
福岡県田川郡川崎町大字田原1659番地１
申立人　山野　弘順
本籍愛知県春日井市藤山台三丁目１番地８
最後の住所愛知県一宮市向山町１丁目10番地４
不在者　城島　照明
昭和24年６月16日生
届出期間満了日　令和８年12月７日
名古屋家庭裁判所一宮支部

令和８年（家）第１１４号
広島県福山市桜馬場町６－６
申立人　綿地　智久
本籍広島県福山市神村町3199番地２
最後の住所不明
不在者　橘高　武夫
昭和18年８月23日生
届出期間満了日　令和８年12月７日
広島家庭裁判所福山支部

令和８年（家）第１１３号
愛知県豊橋市富本町字東山73番地市営富本住宅４棟20１号室
申立人　松岡　明子
本籍愛知県豊橋市大橋通３丁目10７番地
最後の住所愛知県豊川市下長山町中屋敷16７番地
不在者　安藤　賢二
昭和24年３月22日生
届出期間満了日　令和８年12月７日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

失踪宣告

令和７年（家）第６９１号
本籍岐阜県岐阜市弥生町５番地
最後の住所岐阜県岐阜市弥生町５番地
不在者　大野　千代子
昭和１３年３月２５日生
令和８年８月１日失踪宣告審判確定
岐阜家庭裁判所裁判所書記官

令和７年（家）第４２９号
本籍大阪府大阪市西淀川区柏里二丁目37番地
最後の住所兵庫県西宮市高須町一丁目４番３－102号
不在者　橋本　進
昭和17年２月13日生
令和８年８月４日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所尼崎支部裁判所書記官

令和　７年（家）第　　３９４号
本籍沖縄県糸満市字座波244番地
従来の住所沖縄県糸満市字座波244番地
不在者　大城　　進
昭和42年12月24日生
令和８年８月４日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所
裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和８年（ヘ）第１号
旭川市神楽岡12条３丁目４番６号
申立人　遠藤　歳人
権利の届出の終期　令和８年８月４日
令和８年８月５日　　旭川簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　旭川市神楽岡12条３丁目１番87
宅地　315.14平方メートル
⑵登記年月日番号　旭川地方法務局昭和38年９月９日受付第21817号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　条件付所有権移転仮登記
原因　昭和38年９月７日売買（条件　農地法第５条の許可）
権利者　上川郡東神楽村字千代ケ岡東１線７号48番地
佐藤　章

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第６１８３号
東京都江東区青海２丁目７番４号　ｔｈｅＳＯＨＯ636
債務者　株式会社希縁インターナショナル
代表者代表取締役　萱沼　多聞
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安藤　真一
４　破産債権の届出期間　令和８年９月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１２９８号
千葉県船橋市二宮２丁目46番20―301号
債務者　株式会社イズモ
代表者代表取締役　井野　雅雄
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梨本　　勝
４　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午前10時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５９０７号
東京都渋谷区広尾１丁目７番20号
債務者　株式会社フォルトゥーナ
代表者代表清算人　内田　　光
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　智有
４　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９４２号
東京都葛飾区鎌倉２丁目21番14号　エステーコーポ102
債務者　株式会社京
代表者代表取締役　平鹿　伸彦
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福島　亮仁
４　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９４４号
東京都台東区東上野３丁目８番６号
債務者　株式会社山喜商事
代表者代表取締役　栗山　和恵
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川口祐佳里
４　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９４６号
東京都品川区西五反田８丁目10番４―304号
債務者　株式会社オールカスタマーフォロープランニング
代表者代表清算人　秋山　正美
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　島田　充生
４　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月19日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９６９号
東京都渋谷区渋谷３丁目６－２　エクラート渋谷５Ｆ
債務者　株式会社バックレイズ
代表者代表取締役　森　　海渡
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高倉　太郎
４　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９７９号
東京都杉並区阿佐谷北５丁目12番１号
債務者　有限会社すし通
代表者代表取締役　藤巻　光世
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荻野　聡之
４　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９８０号
東京都中央区日本橋本町２丁目３番５号　金原ビル５階
債務者　伸和スチール株式会社
代表者代表取締役　佐野　裕和
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　庄野　　信
４　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９８５号
東京都品川区八潮５丁目８番47―603号
債務者　株式会社ピーオーワークス
代表者代表取締役　杉山　亮太
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大西　雄太
４　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９８８号
東京都目黒区下目黒５丁目３番13号
債務者　カリスト合同会社
代表者代表社員　小林慶次郎
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　進士　肇
4　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０１１号
東京都港区虎ノ門４丁目３－１　城山トラストタワー
債務者　株式会社ＥＳＪコンサルティング
代表者代表取締役　宇田川　亮
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　義隆
4　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月20日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０１２号
東京都千代田区神田須田町１丁目28番４号　日宝神田ビル
債務者　株式会社恵比寿ヒューマンソリューション
代表者代表取締役　中丸　大輔
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺野　　響
4　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０１３号
東京都千代田区神田須田町１丁目28番４号　日宝神田ビル
債務者　株式会社恵比寿Ｈｏｍｅ
代表者代表取締役　中丸　大輔
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺野　　響
4　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０５６号
東京都杉並区善福寺２丁目３番21号
債務者　株式会社リヤン
代表者代表取締役　百合　史剛
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野中　英匡
4　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０５７号
東京都千代田区麹町４丁目３番地29号
債務者　東京グリーン株式会社
代表者代表取締役　早川　治良
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村真理子
4　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０５８号
東京都中央区晴海２丁目５番24号　晴海センタービル１階
債務者　医療法人社団竹榮舎
代表者理事長　竹渕　一宏
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　優
4　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月20日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０８４号
千葉県市川市二俣２―14―13　オッツ西船橋105
債務者　合同会社ＴｒａｎｓＡＩ
代表者代表社員　小林　正樹
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安井　之人
4　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０８９号
埼玉県三郷市中央１丁目２番地１
債務者　合同会社セレクト
代表者代表社員　砂川　尚輝
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　基記
4　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１１４号
東京都渋谷区大山町27―21―323
債務者　株式会社Ｌｉｍｅｌｉｅｎ
代表者代表取締役　田前　秀樹
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　彩香
4　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１３１８号
千葉市若葉区金親町129番地41
債務者　有限会社豊明
代表者代表取締役　安田　　暁
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野中　　篤
4　破産債権の届出期間　令和８年９月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月20日午前11時

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３６３号
千葉県成田市花崎町750番地１
債務者　株式会社丹野建材
代表者代表取締役　丹野　真吾
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　　亮
4　破産債権の届出期間　令和８年９月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月14日午後４時

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３７号
千葉県木更津市清見台三丁目２番35号シエルＭ
債務者　合同会社51ＴＰＳ
代表社員　北村　紘一
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬田　和俊
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午前10時

千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第４５３号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上504番地１
債務者　株式会社喫茶岩本屋
特別代理人　大谷　優樹
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦加代子
4　破産債権の届出期間　令和８年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午後１時30分

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２９号
千葉県安房郡鋸南町吉浜526番地10
債務者　株式会社匠装業
代表者代表取締役　笹生　昂平
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　鉄平
4　破産債権の届出期間　令和８年９月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月16日午後２時

千葉地方裁判所館山支部破産係

令和８年（フ）第１８３号
秋田県潟上市天王字上出戸20番地４
債務者　株式会社伊藤特殊工事
代表者代表取締役　伊藤　　修
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤坂　　薫
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月19日午前10時30分
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４４７号
東京都調布市柴崎一丁目57番地１
債務者　有限会社英設備工業
代表者代表取締役　鈴木　英二
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金田　真明
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８０４号
横浜市泉区和泉中央南５丁目19番２号マウンテンビル101号
債務者　株式会社クレア＆デザイン
代表者代表取締役　杉田　一弘
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋場　一敏
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午後２時30分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８５８号
横浜市鶴見区鶴見中央３丁目10番44号
債務者　因幡鋼管株式会社
代表者代表取締役　若光　治久
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　訓幸
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午後２時
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９６３号
神奈川県鎌倉市台1521番地１中村屋ビル１階
債務者　ＫＩＢＡＣＯＷＯＲＫＳ株式会社
代表者代表取締役　有友　直樹
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　直樹
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４７８号
愛知県豊田市本町高根23番地２
債務者　有限会社モリショー
代表者代表取締役　星野　功成
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　健司
4　破産債権の届出期間　令和８年10月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後３時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２５０号
金沢市駅西新町３丁目９番33号
債務者　株式会社セ・ビアン
代表者代表取締役　清水　　浩
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿島　啓一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月30日午前10時45分
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６８号
広島県三原市皆実１丁目20番25号
債務者　有限会社三洋興業
代表者代表取締役　田村三枝子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田房　教平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月30日午前11時15分
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第３７１６号
大阪市淀川区塚本１丁目８番20号
債務者　株式会社エイチテクノス
代表者代表取締役　濵本　啓司
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　翔一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午後１時40分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１５５号
滋賀県高島市今津町日置前344番地１
債務者　株式会社ダイハツ箱館
代表者代表取締役　桂田　幸一
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　康代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午前11時30分
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４６２号
兵庫県姫路市白浜町甲841番地34
債務者　株式会社伸洋サービス
代表者代表取締役　安田　康伸
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　範夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午前10時40分
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第６６７号
北九州市小倉南区上吉田二丁目５番11号
債務者　有限会社親和運送
代表者代表取締役　谷口　　巌
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午前10時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４８１号
熊本市西区上代七丁目23―45
債務者　合同会社西村物流
代表者代表社員　西村　将斗
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸住　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午前10時
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１６７４号
札幌市中央区北１条西３丁目３番地　ばらと北一条ビル９Ｆ―17
債務者　株式会社Ｐｏｉｎｔ
代表者代表取締役　安田　崇志
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　光洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午後１時30分
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６２８号
札幌市北区北24条西６丁目２番２号
債務者　不二石油株式会社
代表者代表取締役　麻山　俊之
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒川　　貢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２３７号
福井県鯖江市莇生田町13号４番地
債務者　株式会社マルヨシ漆器店
代表者代表清算人　貨泉　晴美
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森口　功一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午前10時30分
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４０７号
大分市大字小池原207番地の１
債務者　株式会社ｙｕｕｄａｉ
代表者代表取締役　石丸　悠太
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　裕佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午前10時30分
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２１８号
香川県高松市栗林町三丁目１番11号
債務者　有限会社池田花店
代表者代表取締役　池田　義幸
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富家佐也加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午後２時
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３２１号
兵庫県神崎郡福崎町西田原1145番地
債務者　株式会社松本組
代表者代表取締役　中川　玄房
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立花　隆介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月27日午前11時
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１３３号
山口市本町１丁目１番11号
債務者　有限会社タケナガ
代表者代表取締役　國吉　洋美
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中光　弘治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月27日午前10時
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１７３号
埼玉県幸手市下吉羽1514―２
債務者　合同会社Ｋセット
代表社員　関根貴志子（登記記録上の氏名　中谷貴志子）
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原千亜希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月30日午後１時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３１２号
埼玉県桶川市南二丁目１番５号第一富士ビル201
債務者　株式会社ガイア技工
代表者代表取締役　市川　敏彦
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金田　恒平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月30日午前10時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２３６号
福井市成和二丁目509番地フロイデ成和302号室（商業登記簿上の本店所在地）福井市成和二丁目609番地フロイデ成和302号室、旧本店所在地福井市成和二丁目607番地
債務者　株式会社井上建設
代表者代表取締役　井上　泰伸
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午前10時５分
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４２９号
大阪市平野区長吉川辺１丁目１番35号
債務者　株式会社Ｓ－ＬＩＮＥ
代表者代表取締役　杉本　光一
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　正徳
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第７１７号
東京都昭島市緑町４丁目28番５号コーポ藤Ｎｏ．５　205号
債務者　小林　晃浩
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　晃平
4　破産債権の届出期間　令和８年９月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月13日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８１３号
横浜市港南区下永谷６丁目25番22―306号
債務者　加藤　孝平
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若井　公志
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月22日午前10時10分
6　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６０号
大阪市旭区清水５丁目３―13　クレイノ清水せいわ　104、住民票上の住所滋賀県東近江市瓜生津町1189番地
債務者　嶋澤　徹也
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　英司
4　破産債権の届出期間　令和８年10月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月14日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１４２９号
東京都八王子市明神町４丁目26番１―201号　ＭＡＸＩＶ　ＨＡＣＨＩＯＪＩ　ＤＵＥ
債務者　村上　和也
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古庄　野火
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２２８号
東京都町田市鶴川３丁目８番地38鶴川ハイツⅡ―202
債務者　坊下　正俊
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　麻衣
4　破産債権の届出期間　令和８年９月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月30日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１３３号
東京都八王子市高倉町29番地８Ｂｅｌｌｅｆｌｅｕｒｉｒ103号
債務者　月田　湧也
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池浦　慧
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月５日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６０２号
千葉県松戸市松戸2101番地の３　ルーモ松戸102号
債務者　佐々木夏海
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板倉　崇之
4　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月９日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６８７号
千葉県松戸市常盤平３丁目６番地の４　メルヴェール常盤平103号
債務者　山﨑　慎一
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福原　亮
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６９４号
千葉県柏市千代田３丁目７番24号
債務者　須田　喜一
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙品　惠子
4　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月９日午後１時40分
6　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７０３号
千葉県野田市山崎2066番地の12、前住所岐阜県可児市下恵土4037番地３　キャトルセゾン301
債務者　山本　翔太
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉真　聡志
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月９日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７０６号
千葉県松戸市六高台７丁目128番地　Ａ棟709号
債務者　白井　和代
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　博雄
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月９日午後２時10分
6　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１４５４号
東京都武蔵野市境５―22―15センチュリー武蔵野401遠藤方、住民票上の住所埼玉県川口市八幡木１丁目13番地の６みつわマンション205号
債務者　仲川　菜摘
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　　新
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４７１号
東京都三鷹市牟礼７丁目６番７号
債務者　牧田　恭子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小柴　一真
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５９号
長野県大町市平1955番地971　特別養護老人ホームカトレヤ
債務者　佐山喜久子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩野　悠子
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月17日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第６８８号
千葉県柏市布施新町１丁目12番２号
債務者　友永　広一
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍋倉　征成
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月16日午後１時50分
6　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７０４号
千葉県野田市岩名２丁目34番地の18　Ａ棟、前住所千葉県船橋市高野台５丁目20番12号
債務者　石井　彰一
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保田　優木
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月16日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７０７号
千葉県野田市山崎2247番地の11　フラワーハイツなかむら102、前住所千葉県野田市みずき１丁目14番地の158
債務者　矢口　英志
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋上　正樹
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月16日午前10時50分
6　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７０８号
千葉県松戸市新松戸４丁目11番地　メゾン・ド・ココット102号
債務者　澤浦　優樹
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　崇人
4　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月16日午前10時10分
6　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７１３号
千葉県松戸市稔台８丁目14番地の１　ｇｒａｎｄｅｕｒ101号
債務者　斎藤　辰弥
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長浜　有平
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月16日午後１時10分
6　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７１９号
千葉県柏市花野井720番地14　オーベル柏の葉ヒルズ壱番館504号
債務者　深澤　真紀
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋圭一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月16日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１５６号
長野市篠ノ井有旅4004番地
債務者　笠井　理乃
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　良平
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月30日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８５９号
横浜市神奈川区新子安２丁目13番37―508号
債務者　若光　治久
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　訓幸
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月24日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８０５号
神奈川県大和市上和田936番地１　グレイス上和田Ｉ－Ａ
債務者　杉田　一弘
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋場　一敏
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月25日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７５号
富山県高岡市渋谷121番地
債務者　早本　茂樹
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小股　清香
4　破産債権の届出期間　令和８年10月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月19日午前10時50分
6　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第６６１号
横浜市鶴見区北寺尾４丁目９番24―103号
債務者　波瀬　　茅
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金川　昌平
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１９６４号
横浜市港南区港南台８丁目36番16―103号
債務者　有友　直樹
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　直樹
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０３号
富山県南砺市信末5963　独立行政法人国立病院機構　北陸病院、住民票上の住所富山県射水市海王町25番地　海王町市営住宅１―203
債務者　大鹿　晋太郎
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　貴春
4　破産債権の届出期間　令和８年10月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第３６５号
大分市上田町１丁目３番１―311、住民票上の住所熊本市中央区帯山６丁目７番111号　ファミリールＥ　101号
債務者　中村　佳雅
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　　論
4　破産債権の届出期間　令和８年10月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１０８号
宮崎県都城市吉尾町682番地39　コーポスタンダード105
債務者　島森　　恵（旧姓若狭）
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　直哉
4　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
5　一般調査期間　令和８年10月23日から令和８年10月30日まで
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期間の満了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第４０９３号
大阪市城東区関目４丁目３番25号　ナディア城東　202号
債務者　松浦　　亨
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大江　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月15日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２８号
北九州市小倉南区沼本町１丁目２番５―103号
債務者　吉田　　毅
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大屋　昭則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月21日午後１時15分
5　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６０９号
北九州市八幡西区春日台５丁目14番24号（203）、前住所北九州市八幡西区青山２丁目７番14―402号
債務者　城市　　希
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上地　和久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月21日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３９０４号
大阪府茨木市新郡山２丁目１番405号
債務者　久原　哲郎
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中津慶太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月26日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２７号
福岡県久留米市荒木町荒木1863番地３
債務者　石原兼志郎
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第６１４号
北九州市小倉北区井堀４丁目５―６―903、住民票上の住所北九州市小倉北区中井４丁目２番60―414号
債務者　黒山　海翔
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天久　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６２２号
北九州市小倉南区湯川新町２丁目34番40号（Ａ201）
債務者　小田　浩貴
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　敏寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５７０号
北九州市八幡東区山王２丁目４番５号
債務者　早田富美代
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村里　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６６４号
北九州市小倉北区黒原３丁目１番７―306号、前住所北九州市小倉北区片野３丁目４番８―302号
債務者　久保　　楓
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼塚　　知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３７４号
新潟県新発田市豊町１丁目５番20号
債務者　平松　和弘
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４１号
宮崎県日南市星倉四丁目３番地10　プラムスター201号
債務者　國村　武嗣
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩澤　千洋
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第１４４号
宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内1720番地38、前住所宮崎県日向市大字日知屋12610番地52
債務者　山中　昭己
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　風間　久育
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第２５４３号
大阪府松原市三宅中４丁目10番23号
債務者　杉本　光一
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　正徳
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６９５号
大阪市淀川区十八条２丁目３番20号　松久ハイツ　101号
債務者　東恩納　勝
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畠山　啓太
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９０１号
大阪府箕面市稲６丁目17番３号
債務者　若林　尚美
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　賢介
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１２２号
函館市亀田本町67番45―302号
債務者　山下　　仁
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３１７号
函館市旭町11番４号　メゾンドクレール１103号室
債務者　蛯名　柚希
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３１９号
函館市赤川１丁目21番１号
債務者　佐々木　久
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３２８号
函館市湯浜町15番５号　10号室
債務者　西村　弘子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３２９号
函館市花園町17番19号　ハイム花園　202
債務者　南　　幹雄
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３３４号
函館市石川町２番地61　ライフシップ石川公園前
債務者　伊藤　修一
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１４号
岩手県宮古市南町２番24号
債務者　三上　貴子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

令和８年（フ）第１７号
岩手県宮古市刈屋第８地割78番地３
債務者　中村　美輝
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

令和８年（フ）第２８６号
静岡県浜松市中央区佐鳴台四丁目10番207号　マッキンリーハイツ佐鳴湖
債務者　青柳　瑳恵
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３１８号
静岡県浜松市中央区和合町315番地の477　ジュライアサヒＡ202
債務者　鎌田　晃史
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３１９号
静岡県浜松市中央区和合町315番地の477　ジュライアサヒＡ202
債務者　鎌田みゆき
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１０７７号
さいたま市大宮区三橋１丁目1165番地10　グランヴィル大宮レジデンス202号室
債務者　田邊　　萌
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１６０号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目４番23―503号　センチュリー北鴻巣
債務者　柳澤　千治
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１８３号
さいたま市南区沼影１丁目６番28号　メゾン武蔵浦和参号館207
債務者　田戸綾衣子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２４４号
さいたま市北区日進町２丁目1607番地３　大宮日進町住宅二号棟501号
債務者　三國ありな
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３９４号
さいたま市岩槻区大字南平野881番地
債務者　室伏　怜央
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４０８号
埼玉県和光市下新倉５丁目16番５号　レオネクストジャルディーノＣ202
債務者　塩谷　生子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４２４号
埼玉県蓮田市西城２丁目72番地３
債務者　荒木　遼太
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４３４号
埼玉県朝霞市本町１丁目38番75号　サンハイムイトウ301号
債務者　富永あい子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４３５号
埼玉県朝霞市本町１丁目38番75号　サンハイムイトウ301号
債務者　富永　優作
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５３３号
埼玉県草加市瀬崎３丁目24番23―102号
債務者　三科　悦子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６０３号
川崎市多摩区長沢１丁目20番８号　ハイツニューナガサワⅡ　103
債務者　徳永　邦彦
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８９号
新潟県三島郡出雲崎町大字神条1708番地
債務者　南波　和博
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１０５号
新潟県小千谷市大字千谷甲97番地７　ブライト201号、前住所埼玉県川口市鳩ヶ谷本町３丁目30番８号　カミングホーム１番館201号
債務者　金沢　未里
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１４５号
新潟県見附市今町４丁目４番30号
債務者　和田　朋美
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第７１号
岐阜県土岐市駄知町1261番地の66
債務者　鈴木　美鈴
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第１８４号
愛知県豊橋市曙町字南松原30番地５
債務者　中川　　潤
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１８７号
愛知県豊橋市曙町字南松原30番地５
債務者　中川　啓子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第３３３号
鹿児島市坂之上１丁目３番16号
債務者　宮崎栄子（法定代理人成年後見人二石祐太）
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３３６号
鹿児島市東郡元町５番５号　サンパティーク東郡元206号、前住所鹿児島市新屋敷町23番20号　サインパレス403号
債務者　宮原　博子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３３９号
鹿児島市池之上町４－３　コーポユリ101号
債務者　救　明日香
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

令和８年（フ）第３１８号
熊本市中央区帯山４丁目１２番２１号　ハイツ曙２０６、転入前住所熊本市北区清水岩倉２丁目２１番１２号
破産者　橋口　邦隆
1　主文　当裁判所が令和８年７月１５日午後２時にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「熊本市北区清水岩倉２丁目２１番１２号」とあるのを「熊本市中央区帯山４丁目１２番２１号　ハイツ曙２０６、転入前住所熊本市北区清水岩倉２丁目２１番１２号」と更正する。
2　決定年月日　令和８年８月１３日
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結

令和６年（フ）第７８０号
栃木県鹿沼市坂田山２丁目33番地、開始決定時の住所栃木県鹿沼市坂田山４丁目62番地
破産者　関　　静香
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１１６７号
千葉県習志野市谷津３丁目１番41―801号
破産者　宮崎　拓之
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１２７０号
千葉市中央区生実町2154番地29、開始決定時の住所千葉市中央区本千葉町５番６号　アーバンパレス706号
破産者　佐藤　輝美（旧姓田口）
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１１２３号
千葉県船橋市新高根２丁目11番７―202号、開始決定時の住所千葉県船橋市新高根６丁目34番３号
破産者　田口　裕己
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１８０４号
千葉県船橋市二和西４丁目18番38号、開始決定時の住所千葉市中央区仁戸名町102番地６
破産者　三浦　康博
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１８７９号
千葉県市川市欠真間２丁目16番25号
破産者　和幸商事有限会社
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２０１２号
千葉県船橋市藤原６丁目23番１―506号
破産者　有限会社コスモス介護ステーション
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１３２１号
札幌市中央区南１条西６丁目11番地
破産者　株式会社世界紀行
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１４５９号
愛知県小牧市大字舟津字広田1060番地の１
破産者　株式会社名産梱包
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５１３号
岡山市北区青江四丁目20番31号
破産者　株式会社装巧社
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９９１号
広島市西区西観音町４番13号
破産者　松井印刷株式会社
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第４７５号
北海道函館市松陰町19番２号
破産者　株式会社カルティベート
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

令和７年（フ）第８０９号
東京都あきる野市伊奈1533番地１ウエスト・プリムラⅡ202号
破産者　久保健太郎
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６１５号
東京都町田市旭町１丁目23番４号平和マンション502
破産者　辻本　英明
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第８５号
静岡県浜松市中央区倉松町326番地
破産者　株式会社ファステック
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第１０１号
静岡県浜松市浜名区新都田二丁目32番２号
破産者　株式会社Ｌｅａｆ
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第２８５号
静岡県浜松市中央区原島町365番地の１
破産者　株式会社インスパイア
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和７年（フ）第６７６３号
大阪府東大阪市新庄４丁目３番８号　アルシオネ　108号室
破産者　岡本　晃博
1　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
2　一般調査期日　令和８年10月26日午後２時
令和８年８月20日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６４５号
札幌市東区北50条東７丁目１番10号　ライラックハウス４号棟１階左
破産者　北川　映子
1　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
2　一般調査期日　令和８年10月15日午前10時45分
令和８年８月20日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１３０８号
大阪市鶴見区鶴見５丁目１番９号
破産者　ケーズ住宅販売株式会社
1　破産債権の届出期間　令和８年９月30日まで
2　一般調査期日　令和８年11月12日午後１時40分
令和８年８月20日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５５号
茨城県つくばみらい市台51番地１
破産者　飯泉　敦子
1　破産債権の届出期間　令和８年10月13日まで
2　一般調査期日　令和８年12月10日午前11時
令和８年８月21日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第１１号
宮崎県日南市北郷町大藤甲2104番地
破産者　内濱　信行
異議申述期間　令和８年10月２日まで
令和８年８月21日　宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第４６号
宮崎県都城市都北町5052番地６、旧住所宮崎県都城市都北町5864番地２　サルヴァトーレⅢＡ204号
破産者　東　　豊世
異議申述期間　令和８年10月２日まで
令和８年８月21日　宮崎地方裁判所都城支部

令和７年（フ）第１５２号
宮崎県延岡市野地町４丁目3250番地１　アサノコーポ　106、開始決定時の住所宮崎県延岡市川島町903番地62
破産者　甲斐　三男
異議申述期間　令和８年10月２日まで
令和８年８月21日　宮崎地方裁判所延岡支部

令和７年（フ）第２１１号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸233番地
破産者　甲斐　輝明
異議申述期間　令和８年10月２日まで
令和８年８月21日　宮崎地方裁判所延岡支部

令和７年（フ）第２２３号
宮崎県延岡市伊形町5301番地
破産者　長瀬　勝也
異議申述期間　令和８年10月２日まで
令和８年８月21日　宮崎地方裁判所延岡支部

令和７年（フ）第２２４号
宮崎県延岡市伊形町5301番地
破産者　長瀬　涼子
異議申述期間　令和８年10月２日まで
令和８年８月21日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第　３　号
山梨県南アルプス市東南湖１２７５－１
清算株式会社　株式会社エルエルエム
代表清算人　望月茂光
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
甲府地方裁判所

令和8年（ヒ）第3025号
大阪府東大阪市小阪本町二丁目１２番２号プレミエ小阪４０２号
清算株式会社　シグマ薬品株式会社
代表清算人　　圓石　一治
1　決定年月日　令和8年8月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第２００６号
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号　グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　株式会社ＭＩ
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

令和8年（ヒ）第3014号
大阪府八尾市北亀井町一丁目５番１４号
清算株式会社　株式会社ＳＳ
1　決定年月日　令和8年8月14日
2　主文　　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和8年（ヒ）第1003号
千葉市花見川区幕張町１丁目７６９３番地３５
清算株式会社　　株式会社Psエージェント
1　決定年月日　　令和8年8月14日
2　主文　　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第４部

令和８年（ヒ）第５号
群馬県高崎市上並榎町１１１１番地７
清算株式会社　株式会社シャクナゲ
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（ヒ）第１号
兵庫県豊岡市城崎町湯島６２４番地４
清算株式会社　株式会社Ｋ商事
1　決定年月日　令和８年８月１７日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所豊岡支部

再生債権の特別調査期間

令和７年（再）第３号
愛媛県四国中央市川之江町８２６番地
再生債務者　丸住製紙株式会社
特別調査期間　令和8年10月15日から令和8年10月16日まで
令和8年8月13日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

令和７年（再）第３号
愛媛県四国中央市川之江町８２６番地
再生債務者　丸住製紙株式会社
1　決議に付する再生計画案　令和8年7月31日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　令和８年１０月２１日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　令和８年１０月１３日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　令和8年10月7日
令和8年8月13日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

令和５年（再）第３７号

栃木県宇都宮市陽東三丁目２７番１５号

再生債務者　陽東商事株式会社（旧商号：サトーカメラ株式会社）

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画の遂行

令和8年8月14日

東京地方裁判所民事第２０部

令和６年（再）第３１号

茨城県筑西市下江連１２２６番地

再生債務者　筑西産業株式会社（旧商号日本電解株式会社）

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画の遂行

令和8年8月14日

東京地方裁判所民事第２０部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第８６号

埼玉県川口市大字伊刈1284番地の２　アブリエール105号

再生債務者　桑名　友洋

１　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年９月９日まで

４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年９月30日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１５０号

千葉県船橋市前貝塚町765番地21

再生債務者　菊地　　強

１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年９月10日まで

４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月８日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１５９号

千葉県習志野市東習志野２丁目18番41号

再生債務者　堤　　義博

１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年９月10日まで

４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月８日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第３９号

岐阜県本巣市小柿238番地３

再生債務者　宗石　員弘

１　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年９月10日まで

４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月１日まで

岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第２号

鳥取県倉吉市駄経寺町241番地６

再生債務者　米田　　涼

１　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年９月10日まで

４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月１日まで

鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（再イ）第３号

鳥取県倉吉市秋喜348番地の７

再生債務者　中原めぐみ

１　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年９月10日まで

４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月１日まで

鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（再イ）第３８号

三重県員弁郡東員町大字北大社675番地１

再生債務者　杉　　浩亮

１　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年９月11日まで

４　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年９月25日まで

津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第３６号

長崎県長崎市小峰町２番５―403号

再生債務者　村瀬　善郎

１　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年９月11日まで

４　一般異議申述期間　令和８年10月２日から令和８年10月16日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１１号

北海道樺戸郡新十津川町字中央333番地５

再生債務者　谷本　純一

１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年９月14日まで

４　一般異議申述期間　令和８年９月28日から令和８年10月９日まで

札幌地方裁判所滝川支部再生係

令和８年（再イ）第１２号

北海道滝川市緑町７丁目８番37―306号第二日新マンション

再生債務者　金田　　透

１　決定年月日時　令和８年８月20日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年９月14日まで

４　一般異議申述期間　令和８年９月28日から令和８年10月９日まで

札幌地方裁判所滝川支部再生係

令和８年（再イ）第６７号

千葉県野田市古布内1506番地11

再生債務者　中島　岳史

１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年９月15日まで

４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月６日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第７４号

千葉県野田市清水公園東１丁目18番地の13

再生債務者　小川　　綾

１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年９月15日まで

４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月６日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第７７号

千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山５丁目８番10―503号

再生債務者　鈴木　裕太

１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年９月15日まで

４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月６日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第９７号

北九州市門司区城山町２番８号

再生債務者　安藤　栄子

１　決定年月日時　令和８年８月18日午後２時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年９月15日まで

４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月１日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第７１号

大阪府和泉市はつが野六丁目35番３号

再生債務者　戸村　沙和

１　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年９月16日まで

４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月８日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第７２号

大阪府和泉市はつが野六丁目35番３号

再生債務者　戸村　　圭

１　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年９月16日まで

４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月８日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第６８号

北九州市戸畑区明治町２番18―803号

再生債務者　久和　嘉洋

1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　令和８年９月16日まで

4　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月１日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第９８号

北九州市八幡西区木屋瀬４丁目13番47号（206号）

再生債務者　渕本　聖児

1　決定年月日時　令和８年８月19日午後２時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　令和８年９月16日まで

4　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月１日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第７４号

千葉県市原市辰巳台東３丁目12番地18

再生債務者　大岩　　誠

1　決議に付する再生計画案　令和８年７月27日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月７日まで

令和８年８月20日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第９６号

千葉市若葉区小倉台６丁目15番14号　メゾン小倉Ｂ―201号

再生債務者　木村　秀樹

1　決議に付する再生計画案　令和８年８月17日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月７日まで

令和８年８月20日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（再イ）第３４号

愛知県豊橋市飯村町字西山25番地19　レザンＫＡＯＲＵ103

再生債務者　杉浦　宏哉

1　決議に付する再生計画案　令和８年７月14日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月８日まで

令和８年８月18日

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（再イ）第１３号

千葉県木更津市八幡台４丁目４番58号

再生債務者　山縣　正之

1　決議に付する再生計画案　令和８年７月23日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月９日まで

令和８年８月21日

千葉地方裁判所木更津支部

令和７年（再イ）第１２号

岩手県胆沢郡金ケ崎町三ケ尻南花沢35番地28

再生債務者　高橋　　清

1　決議に付する再生計画案　令和８年８月７日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月10日まで

令和８年８月21日　盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（再イ）第７０号

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5402番地１

再生債務者　北川　翔一

1　決議に付する再生計画案　令和８年８月13日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月10日まで

令和８年８月20日

さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第２４号

川崎市多摩区西生田５丁目23番17号

再生債務者　成田　一明

1　決議に付する再生計画案　令和８年８月10日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月10日まで

令和８年８月20日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第２５号

岐阜県羽島市上中町中768番地３

再生債務者　久江　剛史

1　決議に付する再生計画案　令和８年７月22日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月10日まで

令和８年８月20日　　岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第２９号

岐阜県本巣市仏生寺587番地（Ｒハウス仏生寺　Ｂ―７号）、（前住所）岐阜市南鶉３丁目９番地（オー・ルージュⅠ　201号室）

再生債務者　藤村　朋子

1　決議に付する再生計画案　令和８年７月29日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月10日まで

令和８年８月20日　　岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第８号

岐阜県飛騨市神岡町坂富町11番地13

再生債務者　尾形　　均

1　決議に付する再生計画案　令和８年８月４日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月10日まで

令和８年８月20日

岐阜地方裁判所高山支部再生係

令和８年（再イ）第５４号

愛知県海部郡蟹江町学戸５丁目５番地　ピュアルーセント　102号（従前の住所）名古屋市北区喜惣治２丁目75番地　喜惣治荘２棟306号

再生債務者　三川　　豊

1　決議に付する再生計画案　令和８年７月10日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月10日まで

令和８年８月20日

名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第７８号

名古屋市西区児玉１丁目６番８号　レオネクストレストエリア102号

再生債務者　中西　悠菜

1　決議に付する再生計画案　令和８年７月８日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月10日まで

令和８年８月20日

名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１２号

愛知県豊田市宮町２丁目40番地３

再生債務者　尾関　　正

1　決議に付する再生計画案　令和８年７月30日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月10日まで

令和８年８月20日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第４２号

愛知県みよし市三好町八和田73番地１　サンシャイン三好101号

再生債務者　伊藤　琢斗

1　決議に付する再生計画案　令和８年７月31日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月10日まで

令和８年８月20日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第５３号

愛知県刈谷市新田町６丁目17番地４

再生債務者　伊藤　恵子

1　決議に付する再生計画案　令和８年８月８日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月10日まで

令和８年８月20日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第７号

茨城県取手市双葉一丁目11番３号

再生債務者　大川　直哉

1　決議に付する再生計画案　令和８年８月７日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月11日まで

令和８年８月21日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和８年（再イ）第１４号

埼玉県熊谷市宮町１丁目44番地　シャトレ宮町303

再生債務者　池田　秋代

1　決議に付する再生計画案　令和８年８月19日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月11日まで

令和８年８月21日

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再イ）第４９号
東京都清瀬市下宿二丁目439番地３
再生債務者　小幡　和希
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月４日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月11日まで
令和８年８月21日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第１７号
北九州市小倉北区日明２丁目16番４号（竹中ハイツ12号）
再生債務者　町田　圭亮
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月３日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月９日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月９日まで
令和８年８月19日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第４９号
福岡県中間市通谷４丁目２番３号
再生債務者　宮原　研二
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月27日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月９日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月９日まで
令和８年８月19日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第１２号
愛媛県新居浜市萩生2152番地の87
再生債務者　守谷　大和
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月５日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月10日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月10日まで
令和８年８月20日　松山地方裁判所西条支部

令和８年（再イ）第６６号
北九州市若松区高須東１丁目５番１―103号
再生債務者　水巻中央整骨院こと　中西　卓也
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月３日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月10日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月10日まで
令和８年８月20日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第１９号
三重県四日市市小杉町891番地14
再生債務者　松山　信圭
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月10日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月11日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月11日まで
令和８年８月21日　津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第２９号
三重県桑名市多度町小山1870番地７
再生債務者　岡田香央梨
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月12日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月11日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月11日まで
令和８年８月21日　津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第２号
長崎県南松浦郡新上五島町鯛ノ浦郷９番地５
再生債務者　下原　太陽
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月28日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月11日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月11日まで
令和８年８月21日　長崎地方裁判所五島支部

令和８年（再イ）第５１号
広島市安佐南区山本新町５丁目32番31号
再生債務者　前田商会こと　前田　勝博
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月31日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月17日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月17日まで
令和８年８月20日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第９号
鹿児島県霧島市隼人町小田107番地73
再生債務者　木下　哲也
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月29日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月17日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月17日まで
令和８年８月20日
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和８年（再イ）第５７号
広島県東広島市八本松町飯田776番地18
再生債務者　中田　飛鳥
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月７日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月18日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月18日まで
令和８年８月21日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第６号
宮崎県串間市大字西方2571番地１
再生債務者　坂本　　豊
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月10日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月18日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月18日まで
令和８年８月21日　宮崎地方裁判所日南支部

小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

令和６年（再イ）第４６号
兵庫県明石市大久保町西脇６９４番地の３
再生債務者　鳥嗣こと　高谷　直嗣
１　決議に付する変更再生計画案　令和８年７月９日付け再生変更計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月３日
３　変更再生計画案に対する回答期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月１３日
神戸地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第５２号
千葉市稲毛区宮野木町969番地　市営住宅１棟205号
再生債務者　落合　　猛
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年８月20日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第８４号
千葉県浦安市富士見５丁目21番１号　アジュール舞浜（108）
再生債務者　皆川　智一
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年８月20日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第６８号
大阪府泉大津市松之浜町２丁目34番６号
再生債務者　市田　真弓
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
令和８年８月20日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再口）第１０００２号
茨城県水戸市笠原町1965番地の４
再生債務者　長平　大介
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月１日から令和８年10月22日まで
水戸地方裁判所

令和８年（再口）第１号
長野市篠ノ井布施高田566番地37
再生債務者　平井　祐矢
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月１日から令和８年10月８日まで
長野地方裁判所民事部再生係

令和８年（再ロ）第３号

長野県須坂市大字坂田411番地16

再生債務者　清水　広一

１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年９月17日まで

４　一般異議申述期間　令和８年10月１日から令和８年10月８日まで

長野地方裁判所民事部再生係

令和８年（再ロ）第１号

和歌山市狐島293番地７（前住所）静岡市葵区駒形通５丁目12番１―401号

再生債務者　ＢＡＡＲあらせいこと　林　　聖人

１　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時30分

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年９月17日まで

４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月８日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再ロ）第４号

北九州市八幡西区楠北３丁目12番10号

再生債務者　谷口　龍一

１　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年９月17日まで

４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月１日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第４号

横浜市港北区仲手原２丁目８番12号　ベルアズーリ201

再生債務者　小笠原優希乃

１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年８月18日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　令和８年９月３日まで

令和８年８月20日

横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再ロ）第２号

川崎市多摩区菅野戸呂12番20―202号

再生債務者　壬生　祐輔

１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年８月３日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　令和８年９月10日まで

令和８年８月20日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再ロ）第６号

札幌市手稲区前田４条13丁目８番３号

再生債務者　坂本由紀子

１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年８月５日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　令和８年９月18日まで

令和８年８月21日

札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第４号

さいたま市西区大字指扇575番地19　シャ・ノワールⅡ－１

再生債務者　荷川取　蓮

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年８月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月20日

さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再ロ）第３号

北九州市八幡西区野面２丁目10番１号（105号）

再生債務者　松下　隆史

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年８月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月20日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和７年（チ）第２号

山口県下松市大字河内56番地19

申立人　浅本　秀樹

住所・居所　不明

（不動産登記記録上の住所）下松市大字笠戸島1124番地の１

所有者　亡矢野勝士相続財産

届出期間満了日　令和８年10月13日

令和８年８月13日

山口地方裁判所周南支部

（別紙）　物　件　目　録

１　所在　下松市大字笠戸島字富家
　地番　1124番１
　地目　宅地
　地積　366.94平方メートル

２　所在　下松市大字笠戸島字富家
　地番　1124番３
　地目　宅地
　地積　67.04平方メートル

３　所在　下松市大字笠戸島字富家
　地番　1124番４
　地目　宅地
　地積　86.71平方メートル

４　所在　下松市大字笠戸島字富家
　地番　1124番11
　地目　雑種地
　地積　0.76平方メートル

５　所在　下松市大字笠戸島字富家　1124番地
　家屋番号　1124番
　種類　居宅
　構造　木造瓦葺平家建
　床面積　112.72平方メートル
　附属建物
　符号　１
　種類　納屋
　構造　木造瓦葺平家建
　床面積　58.18平方メートル

令和８年（チ）第３号

長野県東御市本海野１４２４－１　サンパレス２０２

申立人　藤井　亮輔

（最後の住所）長野県長野市松代町松代１６３番地１８北棟

所有者　亡久保山正秋相続財産

届出期間満了日　令和８年１０月１４日

令和８年８月１４日

長野地方裁判所上田支部

（別紙）　物　件　目　録

１　所在　東御市海善寺字正陳場
　地番　７３４番６
　地目　宅地
　地積　７．９２平方メートル

２　所在　東御市海善寺字正陳場
　地番　７３４番７
　地目　宅地
　地積　１１．９９平方メートル

３　所在　東御市海善寺字正陳場
　地番　７４３番２
　地目　宅地
　地積　２６０．３９平方メートル

４　所在　東御市海善寺字正陳場
　地番　７４３番６
　地目　宅地
　地積　１７．１０平方メートル

５　所在　東御市海善寺字正陳場
　地番　７４３番７
　地目　宅地
　地積　２３．６７平方メートル

６　所在　東御市海善寺字下権田
　地番　１０９２番６
　地目　宅地
　地積　８６．５３平方メートル

７　所在　東御市海善寺字下権田
　地番　１０９２番１７
　地目　宅地
　地積　１８．９５平方メートル

８　所在　東御市海善寺字下権田
　地番　１０９３番６
　地目　宅地
　地積　６４．６７平方メートル

９　所在　東御市海善寺字正陳場７４３番地２、７４３番地７
　東御市海善寺字下権田１０９３番地６、１０９２番地６、１０９２番地１６
　家屋番号　７４３番２
　種類　居宅
　構造　木造瓦葺２階建
　床面積　１階　１２１．１２平方メートル
　　２階　２３．１５平方メートル

令和８年（チ）第７号

三重県員弁郡東員町大字山田１６００番地
申立人　東員町
代表者町長　水谷　俊郎
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）桑名市大字五反田５８３番地の１
所有者　江本湧一こと李　湧一
届出期間満了日　令和８年１０月１９日
令和８年８月１７日
津地方裁判所四日市支部

（別紙）　物　件　目　録

１所在　員弁郡東員町大字筑紫字林
地番　６８８番
地目　田
地積　６２平方メートル
２所在　員弁郡東員町大字筑紫字林
地番　６８９番
地目　田
地積　７２平方メートル
３所在　員弁郡東員町大字筑紫字林
地番　６９０番
地目　田
地積　１０４平方メートル
４所在　員弁郡東員町大字筑紫字林
地番　６９１番
地目　田
地積　１１０平方メートル
５所在　員弁郡東員町大字筑紫字林
地番　６９２番
地目　田
地積　１３９平方メートル
６所在　員弁郡東員町大字筑紫字林
地番　６９５番
地目　田
地積　３５６平方メートル
７所在　員弁郡東員町大字筑紫字林
地番　６９６番
地目　田
地積　５５７平方メートル
８所在　員弁郡東員町大字筑紫字林
地番　６９７番
地目　田
地積　４８７平方メートル
９所在　員弁郡東員町大字筑紫字林
地番　６９８番
地目　田
地積　５１５平方メートル
１０所在　員弁郡東員町大字穴太字萱場
地番　１６０１番
地目　田
地積　２５９平方メートル
１１所在　員弁郡東員町大字穴太字草味田
地番　３７２番１
地目　田
地積　４９６平方メートル
１２所在　員弁郡東員町大字穴太字草味田
地番　３７２番２
地目　田
地積　９７４平方メートル
１３所在　員弁郡東員町大字穴太字草味田
地番　３７３番
地目　田
地積　６２５平方メートル
１４所在　員弁郡東員町大字八幡新田字村中
地番　６７５番
地目　田
地積　１４１８平方メートル
１５所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０５６番１
地目　原野
地積　１５５平方メートル
李湧一持分１０分の２
１６所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０５６番３
地目　原野
地積　１０８平方メートル
李湧一持分１０分の２
１７所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０５７番
地目　原野
地積　１５５平方メートル
李湧一持分１０分の２
１８所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０５８番
地目　原野
地積　１３平方メートル
１９所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０５８番１
地目　畑
地積　１３８平方メートル
２０所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０５９番
地目　原野
地積　１１５平方メートル
李湧一持分１０分の２
２１所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０６０番
地目　原野
地積　１５５平方メートル
李湧一持分１０分の２
２２所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０６１番
地目　原野
地積　１０９平方メートル
李湧一持分１０分の２
２３所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０６２番
地目　畑
地積　１０９平方メートル
２４所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０６３番
地目　原野
地積　１４２平方メートル
李湧一持分１０分の２
２５所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０６４番
地目　畑
地積　１０９平方メートル
２６所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０６５番
地目　畑
地積　１０９平方メートル
２７所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０６６番
地目　畑
地積　９９平方メートル
２８所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０６７番
地目　原野
地積　３３０平方メートル
李湧一持分１０分の２
２９所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０６８番
地目　畑
地積　１１９平方メートル
３０所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０６９番
地目　畑
地積　９２平方メートル
３１所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０７０番
地目　畑
地積　１１２平方メートル
３２所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０７１番
地目　畑
地積　１０５平方メートル
３３所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０７２番
地目　畑
地積　１０９平方メートル
３４所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０７３番
地目　畑
地積　８９平方メートル
３５所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０７４番
地目　畑
地積　３３０平方メートル
３６所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０７５番
地目　畑
地積　７２平方メートル
３７所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０７６番
地目　畑
地積　１３２平方メートル
３８所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０７７番
地目　畑
地積　９９平方メートル
３９所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０７８番
地目　畑
地積　９９平方メートル
４０所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
地番　２０７９番
地目　畑
地積　９２平方メートル

４１所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
　地番　２０８０番
　地目　畑
　地積　２３１平方メートル
４２所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
　地番　２０８１番
　地目　畑
　地積　１３５平方メートル
４３所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
　地番　２０８２番
　地目　畑
　地積　１１５平方メートル
４４所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
　地番　２０８３番
　地目　畑
　地積　２２４平方メートル
４５所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
　地番　２０８５番１
　地目　畑
　地積　９２平方メートル
４６所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
　地番　２０８５番２
　地目　宅地
　地積　２１．０９平方メートル
　李湧一持分１０分の２
４７所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
　地番　２０８６番
　地目　畑
　地積　１２２平方メートル
４８所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
　地番　２０８７番
　地目　畑
　地積　１２５平方メートル
４９所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
　地番　２０８８番
　地目　畑
　地積　１２５平方メートル
５０所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
　地番　２０８９番
　地目　畑
　地積　８２平方メートル
５１所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
　地番　２０９０番
　地目　畑
　地積　１０９平方メートル
５２所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
　地番　２０９１番
　地目　原野
　地積　２３平方メートル
　李湧一持分１０分の２
５３所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
　地番　２０９１番２
　地目　宅地
　地積　４６．２８平方メートル
　李湧一持分１０分の２
５４所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
　地番　２０９１番３
　地目　宅地
　地積　４８．８９平方メートル
　李湧一持分１０分の２
５５所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
　地番　２０９１番６
　地目　原野
　地積　４６平方メートル
　李湧一持分１０分の２
５６所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
　地番　２０９１番１２
　地目　原野
　地積　５９平方メートル
５７所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
　地番　２０９３番
　地目　畑
　地積　１９８平方メートル
５８所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
　地番　２０９４番
　地目　原野
　地積　１２５平方メートル
５９所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
　地番　２１０１番
　地目　畑
　地積　１６５平方メートル
６０所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
　地番　２１０６番
　地目　畑
　地積　１９８平方メートル
６１所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
　地番　２１０７番
　地目　畑
　地積　９２平方メートル
６２所在　員弁郡東員町大字大木字中野畑
　地番　２１６７番１
　地目　田
　地積　８６２平方メートル
６３所在　員弁郡東員町大字大木　２０５７番地
　家屋番号　（なし）
　種類　居宅
　構造　木造瓦葺２階建
　床面積　１階　３４１．９７平方メートル
　　２階　１１３．８８平方メートル
　附属建物の表示
　種類　作業所
　構造　木造瓦葺平家建
　床面積　１３１．０４平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第５号

沖縄県那覇市上之屋一丁目１６番２２号
申立人　我那覇　力蔵
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）（記載なし）
所有者　不明（管理者　琉球政府）
届出期間満了日　令和８年10月13日
令和８年８月13日

那覇地方裁判所

（別紙）　物　件　目　録

１　所在　那覇市辻二丁目
　地番　２８番１３
　地目　宅地
　地積　９．５３平方メートル
２　所在　那覇市辻二丁目
　地番　２８番１４
　地目　宅地
　地積　４．６９平方メートル
３　所在　那覇市辻二丁目
　地番　２８番１５
　地目　宅地
　地積　４．７７平方メートル
４　所在　那覇市辻二丁目
　地番　２８番１６
　地目　宅地
　地積　４．６３平方メートル
５　所在　那覇市辻二丁目
　地番　２８番１７
　地目　宅地
　地積　４．６４平方メートル
６　所在　那覇市辻二丁目
　地番　２８番１８
　地目　宅地
　地積　４．６７平方メートル
７　所在　那覇市辻二丁目
　地番　２８番１９
　地目　宅地
　地積　１４．３２平方メートル
８　所在　那覇市辻二丁目
　地番　２８番２０
　地目　宅地
　地積　９．５５平方メートル
９　所在　那覇市辻二丁目
　地番　２８番２１
　地目　宅地
　地積　９．４９平方メートル
10　所在　那覇市辻二丁目
　地番　２８番２２
　地目　宅地
　地積　４．６２平方メートル
11　所在　那覇市辻二丁目
　地番　２８番２３
　地目　宅地
　地積　１６．７３平方メートル
12　所在　那覇市辻二丁目
　地番　２８番２４
　地目　宅地
　地積　１９．７８平方メートル
13　所在　那覇市辻二丁目
　地番　２８番１７６
　地目　宅地
　地積　１８．３３平方メートル
14　所在　那覇市辻二丁目
　地番　２８番１７７
　地目　宅地
　地積　４．５７平方メートル
15　所在　那覇市辻二丁目
　地番　２８番１７８
　地目　宅地
　地積　６．８７平方メートル

16　所在　那覇市辻二丁目
　　地番　２８番１７９
　　地目　宅地
　　地積　２０．４３平方メートル
17　所在　那覇市辻二丁目
　　地番　２８番１８０
　　地目　宅地
　　地積　１３．５３平方メートル
18　所在　那覇市辻二丁目
　　地番　２８番１８１
　　地目　宅地
　　地積　６．８６平方メートル
19　所在　那覇市辻二丁目
　　地番　２８番１８２
　　地目　宅地
　　地積　４４．０７平方メートル

令和８年（チ）第１２号

福島市杉妻町２番16号
申立人　福島県知事　内堀雅雄
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）福島県郡山市田村町大善寺字中山田123番地
所有者　関根勝雄
届出期間満了日　令和８年10月9日
令和８年８月10日
福島地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　二本松市休石原
　　地番　１番14
　　地目　山林
　　地積　165平方メートル
2　所在　二本松市休石原
　　地番　１番18
　　地目　山林
　　地積　82平方メートル

令和８年（チ）第１３号

福島市杉妻町２番16号
申立人　福島県知事　内堀雅雄
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）福島県安達郡二本松町塩澤字不動平17番地
所有者　安斎長右エ門
届出期間満了日　令和８年10月9日
令和８年８月10日
福島地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　二本松市不動平
地番　214番
地目　畑
地積　7649平方メートル

令和８年（チ）第１０号

東京都昭島市宮沢町１－19－２
申立人　小川亮三
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2318番地
所有者　原嶋チヨ子
（不動産登記記録上の住所）西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2318番地
所有者　原嶋菊雄
届出期間満了日　令和８年10月14日
令和８年８月14日
東京地方裁判所立川支部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎字秩父海道北
　　地番　１１３１番
　　地目　畑
　　地積　９５５平方メートル
　　所有者　原嶋チヨ子
2　所在　西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎字秩父海道北
　　地番　１１３２番１
　　地目　畑
　　地積　１０４１平方メートル
　　所有者　原嶋菊雄

令和８年（チ）第22号

群馬県高崎市倉賀野町4631番地８
申立人　株式会社トライ
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）三重県志摩郡阿児町甲賀1457番地33
所有者　大徳建設工業株式会社
届出期間満了日　令和８年10月19日
令和８年８月17日
札幌地方裁判所岩内支部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　虻田郡倶知安町字巽
　　地番　276番51
　　地目　山林
　　地積　663平方メートル
2　所在　虻田郡倶知安町字巽
　　地番　276番52
　　地目　山林
　　地積　542平方メートル

令和８年（チ）第23号

北海道磯谷郡蘭越町昆布町24番地67
申立人　中山　和昌
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）岩内郡前田村大字幌似村番外地
共有者　霊山　善明
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）磯谷郡磯谷村大字北尻別村字ヲツケジガ沢番外地
共有者　早島　大徹
届出期間満了日　令和８年10月19日
令和８年８月17日
札幌地方裁判所岩内支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　磯谷郡蘭越町昆布町
地番　29番
地目　宅地
地積　2364.04平方メートル
共有者霊山善明の共有持分２分の１
共有者早島大徹の共有持分２分の１

令和８年（チ）第１１号

長野県安曇野市三郷温1904
申立人　髙橋　道夫
住所・居所　不明
所有者　髙橋　利吉
届出期間満了日　令和８年10月５日
令和８年８月17日
長野地方裁判所松本支部
（別紙）　物　件　目　録
所　在　安曇野市三郷温
地　番　1905番
地　目　畑
地　積　147平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第３号

岩手県一関市花泉町花泉字袋６－７
（不動産登記記録上の住所）西磐井郡花泉町花泉字袋６番地７
申立人　亀田　育夫
亡木田貞夫の最後の住所仙台市泉区向陽台三丁目37番４号　グランドハイツ向陽台103
（不動産登記記録上の住所）花巻市二枚橋第６地割245番地1
所有者　亡木田貞夫相続財産
届出期間満了日　令和８年10月13日
令和８年８月12日
盛岡地方裁判所花巻支部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　花巻市二枚橋第６地割　245番地１、245番地２
　　家屋番号　245番１
　　種類　店舗
　　構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
　　床面積　81．15平方メートル

企業年金基金変更公告

伊藤忠企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

１．新事務所の所在地　東京都港区赤坂２丁目17番22号
２．旧事務所の所在地　東京都港区北青山２丁目５番１号
３．変更年月日　令和８年８月24日

令和８年８月31日
東京都港区赤坂２丁目17番22号
伊藤忠企業年金基金
理事長　西口　知邦

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/020.html
（乙）令和八年八月二十五日付官報（号外第一八九号）一一七頁に掲載しております。

令和八年八月三十一日
札幌市中央区南十九条西六丁目三番五号
（甲）エア・ウォーター物流株式会社
代表取締役　濱中　一久
北海道石狩市新港西二丁目七七〇番地一
（乙）株式会社札幌流通加工サービス
代表取締役　濱中　一久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年八月五日

掲載頁　四頁

令和八年八月三十一日

東京都新宿区西新宿二丁目三番一号

（甲）スターティア株式会社

代表取締役　平澤　有一

大阪府堺市堺区一条通一七番二五号

（乙）ビーシーメディア株式会社

代表取締役　川下　佑太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十三日

掲載頁　二〇八頁（号外第一六三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十六日

掲載頁　七十一頁（号外第一五九号）

令和八年八月三十一日

東京都港区芝大門一丁目三番七号

（甲）オスコ産業株式会社

代表取締役　石鍋　潤史

群馬県伊勢崎市下植木町五三八番地

（乙）株式会社群馬ＮＴＮ

代表取締役　石鍋　潤史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://agent-network.com/news/

（乙）https://www.anyenv-inc.com/

令和八年八月三十一日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二五番一二号

（甲）株式会社エージェント

代表取締役　四宮　浩二

東京都渋谷区道玄坂二丁目二五番一二号

（乙）ａｎｙｅｎｖ株式会社

代表取締役　四宮　浩二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の総社員の同意は令和八年九月三十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月三十一日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二階

（甲）ハイブリッドインベストメント合同会社　代表社員　佐藤　政洋

東京都港区南青山二丁目二番一五号

（乙）アルカンジュ合同会社

代表社員　佐藤　政洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月三十一日

東京都中央区銀座三丁目五番三号

（甲）シャネル合同会社

代表社員　シャネル・ノース・アジア・リミテッド

職務執行者　フレデリック・ボキヨン

千葉県船橋市山手一丁目一番五号

（乙）合同会社シャネルＲ＆Ｉ

代表社員　シャネル・エス・アー・エール・エル

職務執行者　原田　康子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月十七日

掲載頁　六十五頁（号外第一八三号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年八月三十一日

東京都渋谷区恵比寿一丁目八番四号

（甲）株式会社イマーシブ

代表取締役　牧野　磨澄

東京都渋谷区恵比寿一丁目八番四号

（乙）株式会社余白コンサルティング

代表取締役　八谷　賢治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月六日

掲載頁　一二四頁（号外第四十七号）

（乙）清算株式会社です。

令和八年八月三十一日

東京都武蔵野市境二丁目二番一八号

（甲）株式会社ＫＳＴ株主サポートサービス　代表取締役　三隅　克彦

札幌市豊平区西岡二条八丁目一番四五号第二相互ビル一階

（乙）株式会社北海道相互土建興業

清算人　前田　裕純

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.pcdepot.co.jp

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十四日

掲載頁　一二二頁（号外第一三九号）

令和八年八月三十一日

横浜市西区高島一丁目二番五号

（甲）株式会社ピーシーデポコーポレーション

代表取締役　野島　隆久

横浜市西区高島一丁目二番五号

（乙）株式会社スマートライフインベストメント

代表取締役　野島　隆久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.pcdepot.co.jp

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十四日

掲載頁　一二二頁（号外第一三九号）

令和八年八月三十一日

横浜市西区高島一丁目二番五号

（甲）株式会社ピーシーデポコーポレーション

代表取締役　野島　隆久

横浜市西区高島一丁目二番五号

（乙）株式会社エルアットヒューマン

代表取締役　野島　隆久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　九頁

令和八年八月三十一日

大阪府東大阪市楠根三丁目五番一四号

（甲）野添産業準備会社株式会社

代表取締役　山下　英峰

大阪府東大阪市楠根三丁目五番一四号

（乙）野添産業株式会社

代表取締役　野添　智子

合併公告

　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

　効力発生日は令和八年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

　なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://corporate.joyfull.co.jp/ir?category=subsidiary&year=2026

令和八年八月三十一日

大分市三川新町一丁目一番四五号

（甲）株式会社ジョイフル

代表取締役　穴見　陽一

大阪府大東市寺川三丁目一二番一号

（乙）株式会社フレンドリー

代表取締役　八木　徹

吸収分割公告

　左記会社は吸収分割して、甲は乙にリクルーティング事業に関する権利義務を承継させて、乙はそれを承継することにいたしました。

　この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

　掲載の日付　令和八年三月三十一日

　掲載頁　四頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

　掲載の日付　令和八年三月三十一日

　掲載頁　五頁

令和八年八月三十一日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号

（甲）株式会社ＵＳＥＮ　ＷＯＲＫＩＮＧ

代表取締役　金　成植

東京都品川区上大崎三丁目一番一号

（乙）株式会社ＵＳＥＮ　ＷＯＲＫ　ＷＥＬＬ

代表取締役　住谷　猛

吸収分割公告

　左記会社は吸収分割して甲は乙のパーソナルジム及びゴルフスタジオ並びにピラティススタジオにかかる事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

　この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終の事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞

　掲載の日付　令和八年六月十九日

　掲載頁　四頁

令和八年八月三十一日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー二四階

（甲）株式会社ＣＵＥ

代表取締役　市川　智久

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー二四階

（乙）株式会社クリア

代表取締役　市川　智久

吸収分割公告

　左記会社は吸収分割して甲は乙の株式管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

　この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞

　掲載の日付　令和八年七月十七日

　掲載頁　三頁

令和八年八月三十一日

東京都港区浜松町二丁目四番一号

（甲）ＯＰＩ・ＩＴホールディングス株式会社

代表取締役　三宅　誠一

東京都中央区築地二丁目三番四号

（乙）ＡＰＲＥＳＩＡ　Ｓｙｓｔｅｍｓ株式会社

代表取締役　末永　正彦

吸収分割公告

　当社（甲）は、吸収分割により株式会社ＴＢＳテレビ（乙、住所東京都港区赤坂五丁目三番六号）が保有する資産の一部を承継することにいたしました。

　この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　東京都において発行する毎日新聞

　掲載の日付　令和八年六月三十日

　掲載頁　二十三頁

令和八年八月三十一日

東京都港区赤坂五丁目三番六号

株式会社ＴＢＳ　Ａｒｃｈ

代表取締役　玄馬　康志

吸収分割公告

　左記会社は吸収分割して甲は乙のカスタマー人材派遣事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

　この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

　掲載の日付　令和八年七月七日

　掲載頁　六十六頁（号外第一五二号）

（乙）掲載　官報

　掲載の日付　令和八年七月二十二日

　掲載頁　七十五頁（号外第一六二号）

令和八年八月三十一日

東京都千代田区神田須田町二―七―三ＶＯＲＴ秋葉原ＢＬＤ．九階

（甲）株式会社ＹＮＰ

代表取締役　松井　都

東京都千代田区神田錦町二丁目九番地安田グリーンパーク八階

（乙）インサイドグロース株式会社

代表取締役　上川晋一郎

吸収分割公告

　当社（甲）は、吸収分割により株式会社ザイマックス（乙、住所東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一号）の事業の一部である工事事業のうち建設業許可を必要とする工事ならびに危険作業・保証を伴う工事およびテナント・管理外物件工事に関する事業に属する権利義務を承継することにいたしました。

　効力発生日は令和八年十月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和八年八月一日に終了しております。

　この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

　掲載の日付　令和八年六月二十五日

　掲載頁　二四六頁（号外第一四〇号）

令和八年八月三十一日

東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一号

株式会社ザイマックスワークス

代表取締役　吉田　源弘

吸収分割公告

　債権者及び株主等関係者　各位

　左記会社は吸収分割して甲は乙のすべての事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

　この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞

　掲載の日付　令和八年八月十四日

　掲載頁　四頁

令和八年八月三十一日

京都府城陽市平川中道表二三番地の一八

（甲）株式会社ニシモト

代表取締役　西本　豊明

京都府城陽市平川中道表二三番地の一八

（乙）株式会社与楽

代表取締役　森　正人

新設分割公告

　当社は、新設分割により新設する株式会社Ｖｅｌｌｅｚｅ（住所　東京都板橋区南常盤台一丁目一一番六号レフア南常盤台一〇一号室）に対して、当社のＶｅｌｌｅｚｅ　Ｅｎｏｓｈｉｍａに係る旅館業事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

　この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

　令和八年八月三十一日

　東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ

　ベーカー合同会社

代表社員　太田　拓人

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類は、当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

令和八年八月三十一日

群馬県利根郡昭和村大字赤城原九二〇番地

農事組合法人山崎農場

理事　山﨑　琢三

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月三十一日

東京都大田区東六郷一丁目一四番五―三〇八号

合同会社つくし

代表社員　長谷川巨樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月八日であり、組織変更後の商号は株式会社ＣＲＭとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月三十一日

東京都葛飾区新小岩二丁目一〇番九号

１０ｃｈ合同会社

代表社員　伊藤　大輝

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月三十一日

東京都調布市深大寺元町三丁目三五番地三八

ｆｕｄｏ　ｓｑｕａｒｅ合同会社

代表社員　木川　祐子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＹＦＪ　ＴＯＫＹＯとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月三十一日

東京都北区神谷三丁目四番三―七〇二号

ＹＦＪ合同会社

代表社員　福井　陽介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月三十一日

東京都千代田区麹町三丁目五番地四麹町インテリジェントビルＢ―一

ＩｎｔｅｌｌｉｇｅｎｔＣｒｏｓｓ　Ｊａｐａｎ合同会社

代表社員

ＦｉｎＳｔａｄｉｕｍＸ株式会社

職務執行者　チョン・チャン・ソク

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は涛華株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月三十一日

東京都江戸川区中葛西七丁目二二番八号

合同会社涛華

代表社員　周　涛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月三十一日

岐阜県海津市海津町札野字二番縄六二六番地二

合同会社ＫＳＰ　ＭＯＴＯＲ　ＪＡＰＡＮ

代表社員　浦川　光司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり組織変更後の商号は、株式会社Ｌｕｍｉｎａとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月三十一日

大阪市旭区清水一丁目一七番五号ＧＲＡＮＲＥ千林一〇一号　合同会社Ｌｕｍｉｎａ

代表社員　山口　将央

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月三十一日

福岡県那珂川市片縄三丁目五四番地（センチュリーライフ三〇一号）

合同会社ＢａｃＫＵＰ

代表社員　山本　啓人

効力発生日変更公告

当社は、令和八年九月一日予定の吸収分割の効力発生日を令和九年九月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年八月三十一日

東京都品川区大崎一丁目六番四号

株式会社エルゴジャパン

代表取締役　安田　光守

効力発生日変更公告

当社は、令和八年九月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年十二月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年八月三十一日

新潟県新潟市北区新崎一一一番一三号

株式会社新潟デイリーサービス

代表取締役　鶴見　巌

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千五百万円減少し、三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月三十一日

東京都新宿区天神町二七番地二

山幸有限会社

代表取締役　山下　幸二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月六日

掲載頁　一二二頁（号外第四十七号）

令和八年八月三十一日

東京都港区芝三丁目四番一三号

Ｋｏｒｅａｎ　Ａｉｒ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　李　尚勳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月六日

掲載頁　一二〇頁（号外第四十七号）

令和八年八月三十一日

東京都港区芝三丁目四番一三号

Ｋｏｒｅａｎ　Ａｉｒ　Ｔｅｃｈｎｉｃｓ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　李　尚勳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月十七日

掲載頁　一一二頁（号外第五十四号）

令和八年八月三十一日

東京都新宿区新宿三丁目五番六号キュープラザ新宿三丁目六Ｆ

Ｐａｒｋｗｏｏｄ　Ｈｏｔｅｌｓ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社

代表取締役　リム・チン・ショーン

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月三十一日

岡山県津山市山方一九三六番地の一

有限会社トマダ製作所

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社には確定した最終の事業年度はありません。

令和八年八月三十一日

宮城県白石市越河五賀字荒屋敷二三番地

ＳＡＮＤＡＩ　Ｎｅｘｔホールディングス株式会社

代表取締役　佐久間　一志

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を百四十八億一千五百九十四万三千六百八十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　神奈川新聞

掲載の日付　令和八年八月二十一日

掲載頁　二十一頁

令和八年八月三十一日

横浜市中区寿町二丁目五番地の一

川本工業ホールディングス株式会社

代表取締役　川本　守彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億一千七百六十万七千九百十四円、資本準備金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日を予定しており、株主総会の決議は令和八年八月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年八月三十一日

東京都千代田区神田美土代町七番地

メディカル・データ・ビジョン株式会社

代表取締役　中村　正樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千九百九十九万三百五十円、資本準備金の額を三億四千二百六十一万二千六百四十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年九月三十日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月一日

掲載頁　九十一頁（号外第七十八号）

令和八年八月三十一日

京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町

五三五番二京都銀行会館三〇二号

株式会社ＦｉＴ

代表取締役　加藤　恵多

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月三十一日

福島県安達郡大玉村大山字木ノ下五一番地五

蒲田金属工業株式会社

代表取締役　細野　哲平

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月三十一日

東京都千代田区飯田橋四丁目四番一五号ＥＡＳＴＳＱＵＡＲＥ１９５７

株式会社ティ・エム・シー

代表取締役社長　浅野　　通

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月三十一日

大分市碩田町三丁目一番四一号

大分県酒類卸株式会社

代表取締役社長　小松　浩幸

令和八年八月三十一日

東京都千代田区神田美土代町七番地

メディカル・データ・ビジョン株式会社

代表取締役　中村　正樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千九百九十九万三百五十円、資本準備金の額を三億四千二百六十一万二千六百四十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年九月三十日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月一日

掲載頁　九十一頁（号外第七十八号）

令和八年八月三十一日

京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町

五三五番二京都銀行会館三〇二号

株式会社ＦｉＴ

代表取締役　加藤　恵多

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月三十一日

福島県安達郡大玉村大山字木ノ下五一番地五

蒲田金属工業株式会社

代表取締役　細野　哲平

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月三十一日

東京都千代田区飯田橋四丁目四番一五号ＥＡＳＴＳＱＵＡＲＥ１９５７

株式会社ティ・エム・シー

代表取締役社長　浅野　　通

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月三十一日

大分市碩田町三丁目一番四一号

大分県酒類卸株式会社

代表取締役社長　小松　浩幸

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるナグル・ミーラ・フサイン・モハメド・ナズミイが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月三十一日

千葉県山武市木原二〇三一―二一

Alpha Line Pvt Ltd

日本における代表者

ナグル・ミーラ・フサイン・モハメド・ナズミイ

限定承認公告

本籍青森県五所川原市大字金山字泉田一三番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　高橋　定清

右被相続人は令和八年六月二日死亡し、その相続人は令和八年八月十九日青森家庭裁判所五所川原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月三十一日

青森県五所川原市大字七ツ館字虫流五〇番地一四

相続財産清算人　高橋　　等

限定承認公告

本籍埼玉県東松山市大字岡七五八番地一、最後の住所埼玉県東松山市大字岡七五七番地三

被相続人　亡　松本　育夫

右被相続人は令和八年三月十三日死亡し、その相続人は令和八年八月七日さいたま家庭裁判所熊谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月三十一日

東京都八王子市七国四丁目二五番五号

限定承認者　川島　順子

埼玉県東松山市箭弓町二丁目一三番六号榎本ビル二階山下法律事務所

右代理人弁護士　山下　　茂

限定承認公告

本籍東京都北区赤羽北一丁目一五番、最後の住所東京都北区赤羽北一丁目一五番五―八一五号ソルフェスタ赤羽

被相続人　亡　山内　信男

右被相続人は令和八年五月四日死亡し、その相続人は令和八年八月十九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月三十一日

東京都北区赤羽北二丁目二二番一〇―一二〇二号

相続財産清算人　及川　宏子

投資主総会開催公告

令和八年十一月二十七日に第二回投資主総会を開催いたします。

投資法人規約第十七条第一項の規定に従い、令和八年八月三十一日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において議決権を行使できる投資主といたします。

令和八年八月三十一日

東京都台東区上野三丁目一番二号

東京メトロプライベートリート投資法人

執行役員　石澤　洋人

金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡の公告

当社は、アポロ・マネジメント・ジャパン株式会社（住所　東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号オークラプレステージタワー一七階）に対して当社の第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業に係る事業の全部を譲渡することにいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は令和八年十月一日を目途とします。

令和八年八月三十一日

東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号オークラプレステージタワー一七階

Ａｐｏｌｌｏ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｊａｐａｎ　Ｌｉｍｉｔｅｄ（東京支店）

日本における代表者　柏樹　康生

訂正公告

令和八年六月二十二日掲載の組織変更公告中、住所「熊本県天草市五和町御領四六三番地」とあるは「東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二Ｆ」の誤りにつき訂正します。

令和八年八月三十一日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二Ｆ

合同会社イケダコンサルティング

代表社員　池田　晴紀